



森女(もりめ) 真鍮板 (眼の部分はガラス工芸家の小暮紀一の制作による)

第35回

内と外、表と裏が反転したり入れ替わったりすること せき い かず お 関井一夫さん

関井一夫さんの作品は、主として鍛金という技法で作られています。銅や鉄などの金属の薄い板を鎚というシンプルな道具で叩いていって形を作っていきます。

伝統的によく知られた成形技法で、一般向けの金工の解説本なんかには鍋・釜などの器具や日用品、美術工芸品としては武具や仏具や装飾品などが作られると紹介されています。

薄い金属板の成形技法は近代に入って盛んに行われるようになり、現代的な立体造形の世界が切り開かれてきました。関井さんはその最先端に位置する作家の一人です(2009年2月号の当コラムで紹介している橋本真之さんも同じような創作系の作家です)。

現在の関井さんの作品世界はアートの薫り高い造形作品だけでなく、日常的にも親しめるものも含めて多様なバリエーションを擁するようになっていきます。ここに紹介するのはそのうちの一つで、言うならば「仮面シリーズ」の1点です。

関井さんの創作世界の中核を成すものに人体を表現したのがあります。衣服を剥いだ裸の人体で、生々しい肉体感覚とかエロ的な雰囲気や濃厚に漂わせていたりします。剥き出しの人体の痛ましさのようなものも感じさせて、現代人の心性に訴える表現になっています。

リアルな表現ではあるけれども、同時にそれが金属の板で作られていることを意識させるような作り方にもなっています。そういった即物性と同時に人体の内側が空洞であることも意識させ、「虚実の皮膜」が巧みに造形化

されているということになるわけです。

冒頭にも書きましたように鍛金の成形法はひたすら金属の板を鎚で叩いていくわけですが、作品の表側を叩くだけではなく、裏側を叩いていく方法もあります。関井さんは一つの作品でその両方を併用していると思われますが、そうしますと、制作の渦中においては作品の表と裏の区別が必ずしも判然とは意識されていないで、むしろ表側と裏側がほとんど等価的に捉えられていると想像されます。

関井さん自身、表裏の関係が絶えず反転していくような感覚が鍛金成形の興味の尽きないところだと言います。人間の身体の内と外が、金属の板の表裏の関係と平行に捉えられていくようなところが、関井さんの作品の面白いところです。

特に仮面は人間の心理の表裏が微妙に交錯し、入れ替わるようなオブジェ(もの)と言えるでしょう。関井さんの仮面は、ものや心に認められる表裏の関係が反転したり解消したり再浮上したりする心理のダイナミズムが造形作家としての写実力及び鍛金作家としての技法力に支えられて形象化されている、というふうに見えるのです。

仮面の裏側は人間の顔が入るように作られていますから、ある意味ではそのスペースを空洞と見することもできます。人体表現における空洞感覚と仮面の空洞感覚にある連続性を感じさせるところが関井さんらしい仮面造形になっていると思います。さいたま市在住。

金属の板による人体表現と仮面を結ぶもの

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 645
2010 October



表紙写真
「初秋の白川郷」
第25回写真コンクール入選
金 哲朗●岩手会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 青天の…
(民事法務第335号 2010年9月号より転載)
日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡 直武
- 05 韓国における最近の地籍制度先進化政策に関する研究
韓国国立木浦大学校地籍学科 教授 申 順浩
- 10 「土地家屋調査士の業務と制度 第2版」出版記念鼎談
- 15 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
第5回 登記所備付地図の供給源～地籍調査 その現場から
東京都の地籍調査に従事して 東京土地家屋調査士会 三嶋 元志
- 19 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に伴う
記念講演・記念式典
主催：熊本県土地家屋調査士会
- 22 伊能図フロア展えひめに参加して
- 24 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 新潟に協賛して
- 26 三者(当事者・調停員・会)共同の調停スタイルへ
開設～指定～認証～トレーニング／長野会
- 28 第25回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ千葉大会
- 30 伊能忠敬銅像建立10周年の清掃・御祓い
- 32 同志社大学寄付講座採点会議
- 34 広報最前線／鳥取会
- 36 事務局紹介Vol.17
滋賀会／秋田会
- 38 特定認証局の動き
新オンラインシステムへの移行に関する注意点
- 42 会長レポート
- 46 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 47 ちょうさし俳壇
- 48 会員の広場を利活用ください
- 49 会務日誌
- 50 LOOK NOW
速報 日本の未来が全部ある。
「G空間EXPO」～“いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る～
- 51 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
各土地家屋調査士会イベント予告
- 52 ネットワーク50
島根会
- 54 土地境界基本実務V
「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
- 56 編集後記

青天の…

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡 直武

本エッセイは「民事法務第335号 2010年9月号」に掲載されたものであり、発行している財団法人民事法務協会に許可をいただき、本会報に転載しております。

今年の夏は殊のほか暑い。

世界各地を襲う猛暑、森林火災、土石流災害、国内でも風水害、口蹄疫問題、子供への虐待や遺棄、加えて高齢者の行方不明事件……そしてこの国の背骨を支える登記事務や私たち土地家屋調査士の制度の根幹にもかかわる出来事、即ち「法務局・地方法務局の事務を地域に移管せよ」という、いわゆる国の出先機関原則廃止の議論は、関係者のストレスを極限にまで押し上げている。

本誌読者諸兄には既にご高承のことであるが、過年度来政府のほか、全国知事会等に於いても「地方分権・地域主権」のスローガンの下で「国の出先機関の原則廃止」についての議論が進んでいる。過日内閣府から公表され、閣議決定された「地域主権戦略大綱」によると、国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り自治体に委ねるという「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲すること等により抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする(同戦略大綱・改革に取り組む基本姿勢)ことを改革の理念として掲げている。

大綱では対象とする機関・名称を個別に明記していないものの、法務局・地方法務局の行う事務及び権限が、地方に移管すべき「国の出先機関」の対象とされていることは地域主権戦略会議における審議並びにその審議に強い影響を与えているとみられる

全国知事会に設置された「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」における議論と中間報告書により明らかである。

まさに青天の霹靂である。富国強兵・産業振興を国創りの骨格に掲げて出帆した明治新政府が最も重要な施策の一つとして土地政策に取り組んだことはご高承のとおりである。

新政府はその実現のため、地租改正とそれに必要な土地調査・台帳の整備、土地所有制度の改革等を次々と実施し、明治19年にはわが国最初の法律として登記法が制定されているのもその所以による。以来百数十年を経た今日、不動産登記制度は国民の権利を護り、個々の所有権の範囲とその延長線上にある国土・領土の明確化、土地資源の適正利用の基礎資料としての役割、取引の安全を通じた社会経済活動を支える役割、税制をはじめ各種の行財政施策の基礎資料等々として民法177条の枠をはるかに超えた役割——国家が主体的に行う責務と捉えるべき事務である。

更に、災害大国日本における危機管理、セキュリティの確保を含む電子化社会への対応、職員に求められる資質の確保とその実現として実施される全国均質な教育と継続研修、全国統一的な事務処理の必要性等々、国家が主体でなければでき得ない事務でもある。

これら諸点についての十分な議論がなされないまま「地域に主権を、地方分権を」というムードが先行した、ある断面だけを切り取ったような議論のみで進行していることに強い危機感と違和感を持つ。(尤も法務局の行う事務がどのようなものであるかの社会広報が十分でなかったことも関係者は反省しなければならない。)——紙幅が足りない。

最後に65年前の敗戦の前後から実質的にソ連(現ロシア)の支配下に置かれることとなっている北方領土・国後島の最後の登記官吏(裁判所書記・当時)であった浜 清氏のまさに一命を賭した英断と、嵐の海をものとしめない強い使命感により、彼の地の登記簿を確保した昭和20年9月7日早暁のできごとを思い返したい。浜氏の行動・使命感の根底にあったであろう「登記の制度・事務は国家存立の基盤である領土の証しであり、国家が守るべき国民の財産である。国土・領土、そして国民の財産を護るんだ」という篤い想いを、「法務局の事務をも地域に」との議論を進めている方々に伝えなければと、強く想う

のである。

浜氏は彼の述懐(民事月報Vol 17-3 昭和37年)の最後にこう綴っている。

「……今も尚、先祖の残る、あの島に思いを馳せて夢見る人々は幾万在ることか。若し、この島が日本に戻った時、その土地に対する所有権の証明は私が持ち帰った登記簿によりなされるものなること。又若し中間的に補償があるとするならば、これ又その基礎となるものと私は信じている。……私の心は安らかである。」

——平成22年8月——



韓国における最近の地籍制度先進化政策に関する研究

韓国国立木浦大学校地籍学科教授
申 順 浩(Shin Soon-Ho)

1. 序 論

地籍(土地=領土)は国民、主権とともに国家3大構成要素のなかのひとつとして、われわれの生活空間であり、生産活動になくてはならない基礎資源である。こんにちの韓国地籍制度のなかでもっとも至急な課題は、図解地籍の限界によって地籍公簿の境界¹と現実の境界が一致しない「地籍不適合地²」を解消し、地籍測量が国民の要求する正確度を満足させることはもちろん、未来の技術的な変化までも考慮した地籍制度を定立することにある。したがって1980年代末から地籍測量の正確度向上と地籍不適合地問題を解消するために「地籍再調査事業³」に対する論議と努力が進行している。地籍再調査事業は、地籍管理上の問題点を根本的に改善し、地籍制度を現代化させるという国家的な事業である。すなわち、地籍不適合地を解決し土地境界の復原力を向上させ、地上・地表・地下建築物及び構造物を正確に登録し、科学的で能率的な地籍管理体系を構築することにある。

1996年と2003年の2回にわたり地籍再調査事業推進の努力が失敗したのち、2006年、盧顯松国会議員から「土地調査特別法案」の立法発議と、政府(企画財政部)の「パイロット事業後、特別法制定の方針制定」で、2007年から全国17地区を対象に「デジタル地籍構築パイロット事業」を推進している。

韓国政府(国土海洋部)は、17地区のパイロット事業を通じたデジタル地籍構築事業推進マスタープランを樹立する一方、地籍再調査特別法制定を推進し、安定的な事業推進の基盤を造りあげる予定である。したがって事業推進に対する技術、環境、妥当性の検討及び総合評価等、デジタル地籍構築の予備

妥当性調査を実施し、2011年からこの特別法によって3段階にわたり2020年まで全国の地籍再調査を完了する計画を推進している。

2. 地籍の内容と役割

1) 地籍の内容

現在の韓国での地籍は、全国土を対象に、土地についての地番、地目、面積、境界、座標等に関する事項を各種公簿(土地台帳、林野台帳、地籍図、林野図、境界点座標登録簿等)に登録することであるといえる。地籍と不動産登記のもっとも大きな違いは、登記が権利変動による任意的登録制度であるのに対し、地籍は強制的登録制度であり、登記は土地・建物等を対象にし、地籍は土地だけを対象としている点である⁴。したがって“地籍(Cadastre)”という土地に関連する物理的現況と法的権利関係等を登録・公示し、国家的な側面からは領土の広さと境界を表示することであり、個人的な側面では当該土地に対する所有権の保護及び財産の価値を表現し、あわせてその変更事項を永続的に管理する国家の土地行政と定義することができる。地籍は、初期には課税のための手段として出発したが、現在は土地所有権及び価格情報、筆地関係情報を記録し、保管・提供及び運営を目的とする多目的地籍(Multipurpose Cadastre)に発展している。⁵

2) 地籍の役割

地籍制度は、土地登記の基礎となり、土地評価の基礎資料の役割をもつ。また、土地課税の基礎となり、土地取引の基準となる。そして土地利用計画の基礎となり、住所表記の基準となる等の役割ももっている。

1 韓国での境界の定義は、地籍図・林野図に登録された線または境界点座標登録簿に記載された座標であり、現地(地上)の境界にかかわらず、これらの線または座標点を現地に復元した場所が境界となる(翻訳者)

2 韓国でいう「地籍不適合地」は日本の「地図混乱地域」に相似しているが、韓国は日本に比べ地籍図が比較的整備されており、不適合と混乱という文言の違いどおり、その態様は日本の方が深刻である(翻訳者)

3 測量・水路調査及び地籍に関する法律に規定された事業(翻訳者)

4 次の百科事典(<http://enc.daum.net/dic100/contents.do?query1=13xxx16875>) 2009.10.11 検索

5 ウィキ百科事典(<http://ko.wikipedia.org/wiki/%EC%A7%80%EC%A0%81>) 2009.10.11 検索

韓国の土地公示制度は、地籍制度と不動産登記制度に二元化されており、たがいに補完的で依存的に不可分の関係をもっている。ある土地をまず地籍公簿に登録したのち、その登録事項をもとに土地に対する登記簿を開設する「先登録後登記の原則」を採択しているので、地籍が土地登記の基礎となる役割をする。

また、すべての土地は各種登録事項を基礎として基準地価を決定登録し管理しており、これはあまところ土地評価の基礎役割をしている。

このような内容をもっている地籍は、土地課税の基準となる。すべての土地は地籍公簿に登録された筆地単位に地目、面積、土地等級によって財産税と取得税、譲渡所得税と相続税等の税金を課税している。

さらに、地籍制度は土地取引の基準としての役割をする。取引対象土地の現況を地籍公簿によって明確に知ることができ、地籍公簿に登録された地番、地目、面積、境界等を基準に取引がなされる。

地籍公簿に登録された登録事項は、国土総合開発計画、都市開発事業、再開発事業等、各種土地利用計画及び開発計画等の基礎資料として活用され、これを基盤に各種不動産政策を立案し執行することができる。このように地籍の基本要素は土地利用計画の基礎となる。

そして地籍は住所表記の基準となる。民法、戸籍法、住民登録法等に規定された住所は、地籍公簿に登録された土地の所在と地番を基準としている。

3. 韓国の地籍行政組織の変化

1998年、国民の政府(金大中政府)の出帆によって、1998年2月28日、大統領令第15715号が制定され、従前の内務部と総務処を統合して行政自治部を新設し、内務部で管掌されてきた地籍業務は、地方税制局に地籍課等4課を設置し、地籍課で地籍業務を担当した⁶。

さらに2008年、実用政府(李明博政府)の出帆によって、2008年2月29日、法律第8852号で政府組織法が改正され、国土海洋部が設置された。同日、大統領令第20722号で制定された国土海洋部とその所属機関の職制及び2008年3月6日、国土海洋部令

第1号で制定された国土海洋部とその所属機関の職制施行規則によって、住宅土地室国土情報政策官傘下に国土情報企画課、国土情報政策課、国土情報産業支援課及び国土情報センターをおき、地籍業務を分散して担当させるようにした。2009年5月11日、国土海洋部令第125号で、国土海洋部とその所属機関の職制施行規則を一部改正し、従前の国土情報企画課、国土情報制度課、国土情報産業支援課及び国土情報センターを国土情報政策課、空間情報企画課、地籍企画課及び国家空間情報センターに名称を変更して現在に至っている。

これをより具体的に記述すれば、次のとおりである。

李明博政府になって、長い間行政安全部(旧内務部)で管掌してきた地籍業務が国土海洋部に移管された理由として、次の事項を挙げることができる。

まず原理的側面から、過去の地籍業務が税地籍の意味から土地の価値によって国家の主要税源としての役割を担当しながら行政安全部で担当してきた。しかし本来、土地の租税的意味はより弱化し、国土の各種情報としての役割が増大してきた。

また新しい政府になって、世界的環境変化による国家競争力強化のための目的として、政府機能と組織改編作業が急速になしとげられた⁷。

改編を構想するときのより具体的な理由(目的)としては、国家競争力強化のため制限された国土資源の統合管理を通じて、価値と活用度を高めることが至急なところ、地籍管理、不動産管理機能を国土海洋部に移管し、この業務を一元化することを挙げている。

この改編の背景には、(1)測量関連法令⁸が個別的に存在していることで産業発展を低下させており、これら測量基準、方法、手続を一元化する必要があり、(2)未来成長動力産業としてNSDI⁹構築の重要性認識により、NSDIのインフラとしての地籍情報の役割増大を挙げている。

そのほかにも李明博政府の出帆時、国策懸案との関連性を挙げられるが、政府の最大懸案中のひとつである4大河再生事業¹⁰等、大規模国策事業を推進するためには、地籍及び土地情報関連所管部署をひとつに統合し、シナジー (Synergy) を高めようと

⁶ 高永鎮(2004) 地籍行政組織の変遷過程「地籍」大韓地籍公社 34(3) pp44 ~ 51

⁷ 第17代大統領職引継委員会では、参与政府当時、2院18部4処18庁10委員会4室の政府組織を2院13部2処17庁5委員会4室に改編し、このなかでは国土開発とこのための情報を総合的に取り扱っている建設交通部を国土海洋部に改編し、地籍業務もやはり行政自治(安全)部から国土海洋部に移管する改編を実施した。

⁸ 当時、地籍測量は地籍法、測地測量は測量法、水路測量は水路業務法に分けられていたが、2009年6月9日にこれを統合する「測量・水路調査及び地籍に関する法律」が制定された。

⁹ NSDI : National Spatial Data Infrastructure 国家空間データ基盤

¹⁰ 李明博大統領が提唱する韓国の4大河、漢江・洛東江・錦江・ヨンサン江の大規模治水事業(翻訳者)

いう意図がある。

このような組織改編作業がなしとげられる以前、建設交通部は国土開発と各種建設が核心業務であった、地籍と関連する国土空間情報業務は国立地理院(現国土地理情報院)が一部を遂行してきたところ、ここでは国家基準点設置及び管理、国家基本図政策、空間映像地図作成、国土調査、地理情報等であった。

当時、建設交通部の国土または土地情報と関連する組織と機能は、土地局の土地政策課、土地管理課、地価評価課で、土地政策、不動産評価、国土情報企画等の業務を遂行しており、地籍業務は行政自治部で管掌されていた。政府(行政自治部)は、李明博政府出帆以前の2007年、地方財政税制本部下に地籍政策局を新設し、近代的地籍行政業務を遂行する1世紀のあいだで最初に局単位組織を新設する等、地籍業務をより重視し体系的に遂行しようとした。具体的に、組織は地籍政策局に地籍業務を総轄する地籍課をおき、不動産関連情報提供を主たる業務とする不動産情報管理センターと新しい住所体系転換を担当する新住所政策課において、地籍業務のパラダイム変化を主導しようとした。

しかし既に記述したように、現政府となり政策基調の変化によって新住所政策業務を除いた地籍関連業務は、現国土海洋部に移管され、現在は国土海洋部で住宅土地室内国土情報政策官に4課(国土情報政策課、空間情報企画課、地籍企画課、国家空間情報センター)が組織され、過去に行政自治部で取り扱っていた地籍業務は、大部分が国土海洋部の地籍企画課で取り扱われるようになり、行政安全部は地方財政税制局下の地方税分析課で新住所政策を遂行している。

地籍業務が国土海洋部に移管され、地籍業務は国土情報を通じ管理・活用するという側面ではメリットがある反面、国土海洋部の他の国策事業等、大規模単位の建設事業に比べ、その重要度で若干劣って認識される傾向がある。地籍業務は測量を含む技術的分野だけでなく、都市計画、不動産と土地公法をはじめとした社会科学を包括する多様な学問分野の総体的業務として取り扱わなければならない、一般測量と同一視(技術的側面)し、その結果による情報活用という断片的な業務だけを遂行していることで歪曲される傾向が現れている。

これに関連し、地籍法が測量・水路調査及び地籍に関する法律に統合制定され、地籍法の固有目的である国民の財産権保護に寄与する部分に価値をおいた法律の位相が縮小される点も同様の脈絡である。いいかえれば、過去の測量及び水路業務に対する法律が主に測量の技術に偏っていたところ、地籍分野もやはり技術的側面に焦点をおいた国土海洋部(建設交通部)の政策ではじめられたものと理解できる。

4. 韓国の地籍制度の現況

1) 韓国の地籍制度の限界

韓国の地籍制度は地域座標系(東京原点)¹¹の適用、地表に限定された地籍公簿の登録内容、境界点標識未登録、多様な図面縮尺による測量精度の低下、土地利用現況の把握困難な法定地目の運営、所有権以外の権利未登録等の限界をもっている。したがって、国家、地方自治体、公共機関、民間企業、一般国民等の需要者の要求に適合した多様な情報を提供するのに限界に達しており、国土管理と土地利用の効率的管理が低下し、行政の非効率を招来するだけでなく、国家の予算と人材の浪費要因となっている。

また、韓国の地籍公簿は、大部分1910年代の図解測量方式によって作成された形態を維持している。たとえ図面の電算化事業が完了し地籍図と林野図が電算システムで管理されているとしても、100年余りに作成された図面の問題点をそのままかかえていることで、現場の境界と図面の境界が一致しない「地籍不都合地現状」が発生する根本的な問題を包含している。したがって図解測量で、地籍測量士の相互異なる測量成果がすべて法的誤差範囲内である場合でも、どの成果が客観的であるのかという判断基準がまったくなく、境界争い及び紛争増大等、国家地籍秩序に一大混乱を招来する可能性がある¹²。

2) 国家的・社会的負担の増大

第1の負担は、地籍不都合地による地籍制度本来の機能提供がなされていないことである。地籍不都合地は2010年現在、14.9%(全国37,108千筆中5,536千筆)と集計されているところ、このような数値は持続的に増加趨勢をみせている。こうした地籍不都合地の発生要因は、制度的矛盾(特に図解地籍)や運

¹¹ 韓国の地籍分野で使用している測地基準系は、日本の植民地時代である1910年代に土地調査事業の一環として導入された「東京測地系」に基準を置いている(翻訳者)

¹² 趙晩承・金正敏・林利澤(2009)「図解測量専断必然性に関する研究」韓国地籍情報学会誌第11巻第2号

営上の問題、測量技術上の難しさであり、特定筆地や特定地域に限定されるのではなく、全国のほぼすべての土地に現れている。このような地籍不適合地は地籍測量を経て解消するまで数年が所要される場合もあるところ、この期間は土地所有権行使が制限される不便がともなう。現在のように地籍不適合地が発生し続ければ、地籍公簿の登録事項が実際と異なる現状が深刻化し、地籍制度は「土地に関する紛争要因」という危険な制度に転落しうる。

第2の負担は、測量費用の負担である。最近の3年間、地籍測量に要した費用は2007年・915億ウォン、2008年・895億ウォン、2009年・828億ウォン等、平均879億ウォンに達し、これはすべての国民の負担に転化されている。

第3の負担は、境界紛争による訴訟費用の増加を挙げることができる。土地紛争による社会的費用は、年間3千8億ウォン代と報告されているが¹³、このような負担は時間の経過とともに増大するものとみられる。

第4の負担は、地籍制度の輸出実績の低調である。世界銀行の地籍事業支援予算現況をみると、84対象国で211事業と27兆の予算規模となっている。このなかで10%の水準である2兆7千億を輸出可能領域と判断しているが、地籍測量の公企業である大韓地籍公社の最近3年間の海外事業受注実績は、6カ国34億ウォンにすぎない。

第5の負担は、土地開発事業の阻害である。土地境界の重複登録等、地籍の不明確性によって補償問題を解決するのに多大の費用が日々所要されている¹⁴。

第6の負担は、国有財産管理の不徹底を挙げることができる。国有財産は337兆8千億ウォンと推定されているが、このなかで数十兆ウォン代の国有財産が放置されている(2010.1.15韓国経済報道資料)。これは国有財産の実態把握が適正になされておらず、活用計画がないためであるが、地籍制度が先進化されると、実態把握は自動的に解決される部分である。

5. 韓国の地籍制度先進化政策

1) 地籍公簿の統合

韓国の地籍先進化政策中のひとつは、土地台帳、林野台帳、共有地連名簿、埜地権登録簿¹⁵、地籍図、林野図、境界点座標登録簿等、7種の地籍公簿をひとつの地籍公簿への統合である。この先進化政策は、地籍公簿をはじめとした18種の不動産公簿を2015年まで段階別に統合する不動産行政情報一元化事業の一環として推進され、地籍公簿資料を先行し整備する業務をその内容とする。

2) 地籍のデジタル化

従前のアナログ地籍をデジタル地籍体系に転換する政策である。この政策の主要内容は、紙とエンピツ、平板で構成された測量装備を、コンピュータと経緯儀が結合した電子平板システムである「トータル測量システム」に転換し、手作業形態の図面作成をプロットによる自動作成体系に改編し、紙で作成された測量結果図をDB形態にシステム構築して管理し、2次元平面地籍を3次元立体地籍に改編することなどである。

3) 地上境界の導入

地上境界の導入は、現在「測量・水路調査及び地籍に関する法律」で構成されている地籍測量成果と検査成果の連結較差許容範囲±36 cm (1/1,200)である測量正確度を±数 cmとして正確度を向上させ、土地の異動により筆地の地上境界を新たに定めた場合は、「地上境界点登録簿」に登録し管理する政策を指す。したがって韓国の境界制度は正確度向上及び地上境界点登録簿の作成・管理を通じ、従前の図上境界から地上境界体系に改編される。

4) 登録対象及び権利の拡張

登録対象及び権利の拡張は、従前に地表の筆地境界と所有権等に限定されていたが、地籍公簿の登録対象と権利を拡張することを意味する。地表上の境界、道路、河川、測量基準点等の登録要素と所有権、

¹³ 境界紛争による訴訟費用を土地公法学会(2005)は、3千8百億ウォン、朝鮮日報(2007年記事)は1兆ウォン、国土海洋部研究報告(2009)は3千8百億ウォンと推定している。

¹⁴ 1990年、竹田地区開発事業中、城南市盆唐区九美洞と龍仁市水枝区竹田洞の土地境界が約2.5 kmにわたり、20～40 mが重複し、龍仁市の土地の15筆地、城南市の土地の54筆地等、総59筆地に77,472 m²の面積が重複登録されていることが発見された。これによって2001年、土地分割関連訴訟が提起され、2004年、重複土地に対する補償問題が合意され、2006年、地籍確定測量が完了し境界と面積整理が完了したが、事業竣工に約7年4ヶ月を要し、開発事業地区の面積に比して約60億ウォンが重複補償される結果を招来した。

¹⁵ 日本という敷地権登記簿と同様(翻訳者)

地役権、地上権、立木権等の権利を登録し、地上の場合は建物、送電線路、高架道路等の登録要素と地上権、区分所有権、線下地補償等の権利を追加登録することで、地下の場合、地下鉄、地下道路、ショッピングモール、トンネル等の登録要素と地下権、線下地補償等の権利を追加し登録する。

5) 土地利用現況の現実化

土地利用現況の現実化は、28個の法定地目を現実の土地利用現況が地籍公簿に反映できるよう拡張・改編する政策を指す。韓国の法定地目は28地目にすぎず、全国の地目不一致現況を調査すると、畑・21.8%、田・16.8%、宅地・38.1%、林野・30.4%、その他・43.0%等、平均30%水準に至っている。このような現状は、地目が土地所有者の多様な土地利用の欲求を反映するには不十分であるが、地籍公務員の地籍管理が現実的に難しいことを意味する。したがって地籍再調査を経て現実の土地利用現況を公簿の地目と一致させる努力が必要である。

6. 結 論

地籍制度の本質は、政府と国民がより便利で効率的に国土空間を活用できるよう支援することで、地籍情報は公共部門で社会安全、災害管理、福祉等、各種政府業務に活用することができるだけでなく、民間部門でも流通、商取引、医療サービス等、広範囲の活動分野を挙げることができる。しかし韓国の地籍制度は100年余り前の日帝によって創設された図解地籍の限界から脱皮できず、さまざまな国家的・社会的負担が増大しており、使用者の多様な情報利用欲求を満足させることができない。

韓国はこのような観点から、地籍の概念を未来志向的に再設定し、地籍情報が国家を管理し、政策的判断を決定するのに必要な情報から、国民と企業サービスを享受するため必要な情報として、その性格が変化しようとしている。地籍情報の主たる使用者が政府と公共機関から民間に変化し、それによって地籍が提供する情報の内容も、政府と公共が必要とするものから、民間サービスが必要とするものとするを目的として地籍制度の先進化政策を推進している。したがって韓国は512万筆地の不都合地と936万筆地の国・公有地、2,268万筆地の土地と林野を対象に、段階的な地籍再調査を実施する計画であり、地籍再調査の結果をデジタル公簿に作成す

ることで、デジタル地籍公簿と不動産関連公簿の一元化サービスを提供し、国土と国民の財産に対する科学的管理として地籍制度の効率性を高め、ナビゲーションのような未来成長動力産業の育成を支援し、デジタル地籍システムの海外輸出を拡大する等の効果を期待している。

翻訳 日本土地家屋調査士会連合会研究所
研究員 戸田和章

<参考文献>

- 姜泰奭(2004) ‘韓国においての地籍再調査事業の実行戦略’ 地籍再調査事業基盤造成のための学術セミナー
- 郭正完(2010) ‘海外進出のための土地登録モデル開発に関する研究’ 博士学位論文 木浦大学校大学院
- 国土海洋部(2009) ‘地籍不都合地早期解消のための基盤研究’ 大韓地籍公社地籍研究院
- 国土海洋部(2010) ‘Digital地籍事業パイロット事業中間評価研究’ (社)未来政府研究院
- 金正敏(2010) ‘筆地の境界設定に関する研究’ 博士学位論文 木浦大学校大学院
- 申坪雨(2009) ‘地籍再調査事業上の境界紛争解決に関する研究’ 博士学位論文 檀国大学校大学院
- 趙晩承・金正敏・林利澤(2009) ‘図解測量専担必然性に関する研究’ 韓国地籍情報学会誌第11巻第2号

著者略歴

■学校関連

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1982.03 ~ 1985.02 | 清州大学校 社会科学大学
地籍学科教授 |
| 1985.03 ~ 現在 | 木浦大学校 社会科学大学
地籍学科教授 |
| 2008.9 ~ 2010.03 | 立命館大学コリア研究センター 交換教授 |

■学会関連

- | | |
|-------------------|------------|
| 2004.04 ~ 2006.04 | 韓国都市行政学会会長 |
| 2003.06 ~ 2004.07 | 韓国地籍情報学会会長 |
| 2008.05 ~ 現在 | 韓国都市行政学会顧問 |
| 2008.08 ~ 現在 | 韓国地籍情報学会顧問 |

「土地家屋調査士の業務と制度 第2版」 出版記念鼎談

過日、京都土地家屋調査士会館にて、「土地家屋調査士の業務と制度 第2版」発刊を記念しまして、本の執筆にご尽力された 村田博史京都産業大学教授、井畑正敏大阪土地家屋調査士会副会長、藤木政和連合会研究所長による、改訂版出版に至る経緯をお話いただく機会が設けられました。当日は、山田一博連合会広報部長がコーディネーターとして参加され、終始和やかな雰囲気での鼎談が行われました。



山田氏：土地家屋調査士制度制定60周年を記念しまして、「土地家屋調査士の業務と制度 第2版」が出版なされました。土地家屋調査士においては、業務のあり方を再確認していただくこと、そして対外的には、この本を活用して土地家屋調査士制度を紹介していきたいという思いがあります。この本の出版にご尽力された皆様にお集まりいただき、今一度、この本に対する思いを語っていただくことを企画いたしました。本日は、よろしくお願いいたします。

井畑氏：私は司法書士も兼業しておりますが、対外的には土地家屋調査士の知名度が大変低いのが実情です。学者・研究者の集まりである土地法学会の会合において、司法書士という職業はある程度認知されているものの、土地家屋調査士という職業名には誰も反応してくれないという経験をしました。私たちの制度を理解してもらうには、最初に学者の方に、土地家屋調査士とは何かを理解していただく必要があると痛感した次第です。土地家屋調査士の制度を知っていただく機会を持ちたいと思っていたところ、ある土地法学会の会合で村田教授と知り合う機会に恵まれました。いろいろな話を交わすうちに、村田教授が私の出身高校の後輩であることがわかったのです。ちょうどその頃、大阪会で記念事業として土地家屋調査士制度に関する本の出版を計画しておりましたので、村田教授をお願いをしまして、学者の方々に大阪会へ集まっていただき、表示登記に関してご理解いただく機会を設けるところからスタートしました。学者の方々との議論の中で、「対抗要件」としての登記の議論が先にたち、その客体となるものが何かについての議論が希薄でありました。そこで、土地家屋調査士業務の実態を知っていただこうと、現場作業に同行していただき杭入れ作業及び解析計算を体験していただいたところ、非常に興味を持っていただき、出版に向けての動きが加速したのであります。初版本が完成するのと平行して、業務関連法律が次々に改正され、その中で隣

接法律職能としての土地家屋調査士が認識されてきたと思います。司法制度改革の中で、土地家屋調査士が隣接法律職能となりうると理解し

ていただくために、様々な働きかけを行なっていました。しかし、土地家屋調査士が隣接法律職能であるという意識をもって業務を行なっていけるかという部分に関しましては、やはり勉強していかなければならないのですが、完成した本がその教材となり得るかという部分に関して、色あせてしまったように感じたのです。そこで土地家屋調査士制度制定60周年を機会として、改訂版の発刊に至ったのであります。しかしながら、最近の活字離れといえますか、インターネットが普及して簡単に情報が入手できることもあって、書籍を利用して体系的に学ぶ人が少なくなったことが気がかりです。

村田氏：不動産制度について言えば、法律家の立場からすると法律から研究に入っていきます。法律から入るということは、権利が何かということから入るので、権利の客体となるものは客観的に決まっています。それが誰のものかという部分が研究の対象となります。表示登記というものがあって、土地家屋調査士が

その業務を担っているのは認知しておりましたが、どのような内容の仕事をしているのかを知っている人は、大阪会の研究会に集まった学者



井畑大阪会副会長



村田京都産業大学教授

の中では皆無でした。

藤木氏：業務内容に関しては、解りづらかったのではないのでしょうか。実際に現場作業を体験されて、どんな感想を持たれましたか？

村田氏：現場作業を体験したときは、既に研究会で土地家屋調査士の業務に関する基礎の理解も進んでおりましたが、筆界と所有権界の違いがなぜ生じるのかを知る機会となりました。

井畑氏：藤木さんと改訂版の本とのかかわりについてお話しいただけますか？

藤木氏：改訂版の出版に執りかかったのは、連合会の研究所の業務とすることが決まったからです。相次ぐ関連法律の改正に対応したものを出版しなければならないという時代背景もありました。

村田氏：初版本を出版したときには、既に法律改正の話が出ており、執筆陣の間では改訂版を出さなければならないという話がありました。しかしながら、改正された箇所が膨大であり、法科大学院への対応で執筆陣の予定が詰まってきて、すぐには無理だという話になっていました。今回、改訂版を出版したタイミングが、制度制定60年と重なったということです。

井畑氏：執筆していただいた先生方が、土地家屋調査士制度について様々な論文を出していただいたこと、つまり、土地家屋調査士を活字に登場させていただいたことの功績が大きいと感じました。一方で、法律改正された部分に関する逐条解説するだけではだめで、倫理や職能集団としての在り方、守秘義務についても活字にして伝えるべきだと思ったのです。

藤木氏：話は前後しますが、大阪会の事業を連合会が引き継ぐことになった意味について説明していただけますか？

井畑氏：出版数が増えることによって、出版にかかるコストを引き下げることができる、つまり、スケールメリットの部分が挙げられます。

村田氏：私の立場からすると、大阪会の事業として本を出すのと、連合会の事業として本を出すのでは、責任の重さが違います。精神的な負担が大きかったです。



藤木連合会研究所長

井畑氏：大阪会

で本を出版するときに立ち上げた研究会に、法律家が参加していただいたこと、これが貴重な機会でありました。今後も、このような研究会を続けていきたいと切望します。

藤木氏：改訂版の執筆にあたっては、ゼロからの取り組みにしようと思っていたのですが、初版本の執筆陣がその研究会の参加者であることを知り、ご無理を言って執筆をお願いした経緯があります。

村田氏：今回の法改正は、条文の内容や登記制度が変わっていたりする複雑な部分があって、土地家屋調査士の業務の拡大も盛り込まれていましたので大変でした。

井畑氏：この改訂版を誰が読むのか？を考えたときに、まず念頭に浮かんだのは法律家に向けてであります。しかしながら、土地家屋調査士自身がこの本を読んで、自分の仕事の位置付けを知るという面でも貢献できると思います。初版本を読んだ人から、法律家から見た土地家屋調査士というものを知ることができ、有益であったとの声をいただきました。改訂版においても、この部分は期待できると思います。土地家屋調査士に関して書かれた唯一の本として、裁判所で活用されていることを目の当たりにしています。

藤木氏：先ほど研究会を続けていただきたいとおっしゃりましたが、大阪会の研究会の現状はどうなっているのでしょうか？

村田氏：研究会としては初版本の出版を機に活動を終了しています。そもそも、土地家屋調査士制度の本を出版するための研究会でしたから…

山田氏：土地家屋調査士と法律家の初めての接点が、大阪会の研究会ということになるのでしょうか？それが現在企画されている様々なシンポジウムの足掛かりとなっているように思います。

井畑氏：そうだと思います。それまでを振り返ってみると、土地家屋調査士と法律家との接点が全くありませんでした。現在、京都産業大学で行なわれている寄附講座も、村田教授がいらっしゃらなければ、開講できなかったと思います。そこから、寄附講座が全国的な広がりをみせているのです。

村田氏：大学での開講に漕ぎ着けるまでは、様々な苦労がありました…(笑)

藤木氏：当時の研究会というのは、どのくらいの頻度で開催されていたのでしょうか？

村田氏：月に1回は開かれました。

藤木氏：次に本の構成についてお聞きしたいのですが… 初版本では三部構成になっていますが、その



村田京都産業大学教授

意図は何でしょうか？

村田氏：研究会の成果として、第一部において、法律を逐条解釈するにとどまらず、第二部において、執筆

者が担当した分野で、法学者の立場として客観的に、土地家屋調査士制度というものを、どのように理解したのかということを文章にまとめました。第三部は、執筆陣のみで書いたわけではなく、他の資格者や大阪会の会員の方の意見をお聞きしたり、文章を書いていただくなりして、実務家としての観点から、土地家屋調査士制度を論じていただいた。それが第三部になります。

藤木氏：改訂版は二部構成になっていますね。

村田氏：初版本と同様に、第三部で実務家から土地家屋調査士制度を論じていただくことも検討いたしましたが、研究会も開催できない状況でもありましたし、法律改正に至るまでのプロセスが重要でしたので、改訂版ではその部分を中心に構成しようということになりました。

藤木氏：改訂版では、筆界特定制度やオンライン申請あるいは測量の分野を、誰に論説していただくかという人選は非常に苦労しました。ところで、過去に別の企画を担当したときの話なのですが、「市ヶ谷(司法書士会館の所在地)と音羽(土地家屋調査士会館の所在地)とは、意外に距離が遠い。」という感想を聞きました。土地家屋調査士は、司法書士のような感覚があって、同様の法律に対する感覚を持っているのかと思っていたが、現実問題の中で、実はそうではなかったと…

村田氏：その辺りは深く勉強していくと、たどり着く結論かもしれませんね。不動産登記法という一つの法律の中で、同じ「登記」というものを扱いながら、「表題部」と「権利部(甲区)」では取扱いが違いますからね。

藤木氏：私は不動産登記法改正に際して、今度こそ、権利に関する登記制度の作りこみの類推で表題部を作って欲しくないと思いました。表題部には表題部の特有性というものがあるはずなのですが、現行の登記制度はそれが反映された作りこみになっておらず、変に強調されるのが「**実地調査権**」というものであります。権利の登記は形式審査であります、表題部は形式審

査のみで対応できない部分を実地調査で補完しています。しかし、実地調査の中にも形式審査的な部分が盛り込まれているからこそ、土地家屋調査士が必要とされる部分があったのです。

村田氏：権利は頭の中で認識できますけれども、客体となる目的物自体は目で確かめないと特定できないというのは、常識的に考えても明らかです。だから、仕事のやり方も違って当然かと思います。

藤木氏：(登記に関して)地方分権・地方自治という観点から考えると、今後どのような展開をみせるのでしょうか？

井畑氏：権利という面から考えると、国が事務を取り扱うのと市・町が事務を取り扱うのとでは意味合いが異なってきます。登記事務取扱機関の歴史の変遷を考慮し、(実際は国の事務に関わらず)地方事務として処理されてきた戸籍事務と区別して取り扱わないと危険です。登記事務は、地方自治という本旨に沿う事務ではないという考えを根本思想として、財産権の保証という憲法上の制度から考えを掘り起こさなければなりません。

村田氏：例えば、地籍に関する問題に関して、何のためにするのかということを考えてみると、原則からいうと国土利用状況の把握となるのですが、実際は、租税の徴収が目的です。租税の徴収という観点から考えますと、当初、租税を徴収する機関は、国でありましたが、戦後に固定資産税というものに形を変え、地方自治体が徴収機関となった経緯があります。その部分で、地方自治体が固定資産税の徴収対象を決める権限があるわけですが、しかし、国土利用といった面に関しては、地方自治体のみで決める余地がある部分と、国が関与しなければならない部分とがあります。その住み分けを明確にしておかなければなりません。地方に一任された場合に、全国的に統一された運用がなされれば良いのですが、今度は、それを監督する機関が必要となり、結局は二重行政になってしまいます。やはり、基本は国が方針を立て、それに基づいた国土利用を考えなければなりません。

井畑氏：戸籍事務が、まさに当てはまります。戸籍事務は、地方自治体が窓口になって、法務局が監督するという形になっています。実際の事務は、法務局の所管なのです。

村田氏：国籍という問題が関係しています。人口といったものは、地方公共団体レベルで計算しますが、国籍に関する事務を地方公共団体に委ねると、国籍に関する基準が、地方自治体ごとに異なるといった

事態を引き起こしかねません。

井畑氏：ところで、先の話の中で出た実地調査権に関して言えば、実地調査権は行政権の発動であるという位置付けを裁判所は持っています。

藤木氏：地方分権の論理の中で実地調査権というものを論じると、実地調査権があるからこそ地方自治体に登記事務を委ねるべきという考えも出てきます。

井畑氏：登記事務の本質は、地方自治体の定める条例によるものではなく、法によって定められるものだと思います。

藤木氏：その議論をしていくと、登記事務の本質にしても実地調査権にしても、具体的に運用するための組織論から考えると、これらは地方自治体にあった方が良いでしょう。

村田氏：登記事務に関して地方自治体ごとに、別々の基準が認められるのかという問題になると思います。国土というものを、別々の基準で判断してよいのかという問題をどう考えるかでしょう。

藤木氏：地方自治体の権限の問題と実際に運用していく組織との問題になるのではないのでしょうか？例を挙げるなら、登記所の統廃合があると思います。

井畑氏：登記所というのは、長い間、地権者にとっては自分たちの権利に関して、「そこに行けばわかる」という存在だったのです。地権者にとっての登記というのは、権利の登記なのです。表示の登記というのは、権利の登記の前提であって、それが機能しなければ権利の登記も機能しないということを知っていたかなければなりません。一般論として、権利の客体となるものが何か明確にされないまま、権利の登記がなされているような気がしてなりません。

村田氏：権利の客体は客観的に明確になっているという思い込みが根底にあるのでしょうか。

山田氏：権利の客体となるものは、表題部の登記に記載されているとおりのものだと思われているのでしょうかね。

藤木氏：その部分に関しては、これまでの歴史の中で、明らかにされる必要がなかったのかもしれない。



藤木連合会研究所長

村田氏：国民の立場からすれば、「ここがあなたの土地ですよ」と言われれば、それだけで権利の客体となるものが特定されたような気が



村田京都産業大学教授

するものです。

山田氏：「私の土地はここにあります」という認識だけで、今までには良かったのかもしれないですね。

村田氏：ただし、不動産がお金に

変わる段階になると、話は変わってきます。

井畑氏：その段階になって、表題部の重要性が認識されるのですけれども…そこで、登記に対する信頼性と土地家屋調査士に対する信頼性の話が出てくるわけです。土地家屋調査士に対する認識も少しは浸透してきていると思うのですが…

村田氏：土地家屋調査士が何をする資格なのかが理解されていないからでしょう。例えば、測量士は測量をする人であると明確ですが、土地家屋の調査とは何かということが、一般の人にとって明確になっていません。

藤木氏：では、この本を将来に向けて、どのように活用すべきかの部分についてお話いただけますか？法改正等の事情があって改訂版を出版したわけですが、今後は地籍というものに関しての研究会の立ち上げを期待しています。その中では、法律家や測量業界の技術者に参加していただきたい。地籍という観点から考えると、もっと他分野の専門家からも意見をいただく、あるいは参加していただきたい。そういう流れの中でこの本の意義を論じると、第3版の出版というところに行き着くのですが…

村田氏：もう第3版のお話でしょうか？(笑)土地家屋調査士に関する法律の根本的な改正というのは現段階では考えにくいので、その部分の改訂版を出すというよりも、土地家屋調査士制度について書かれた部分を、誰に読んでいただくかがポイントになると思います。この本をベースにした研究会を立ち上げて活用するのか、まったく別分野の研究会で、資料としてこの本を活用するのかになると思います。土地家屋調査士制度の研究となると、やはり土地家屋調査士が中心となって、何を研究するのかを明確にしていかなければなりません。研究される方が文系か理系かで関心も変わってくると思いますが、それらを抱合した全体的な研究会を立ち上げられるかでしょうね。

井畑氏：土地家屋調査士という仕事を、地籍という制度の中で論じたときに、世界で通用する資格であ

ると実感しました。そう考えると第3版というのは、地籍という制度の中で、土地家屋調査士がどう関わっていくかという方向性を明確にし、地籍学会立ち上げに繋がるような基礎資料として活用されるべきだと思います。地籍学における原理・原則や地籍という制度を世界的な視野から論じた書にすべきです。

村田氏：地籍の定義というものが無いのです。地籍について調べようと思ったのですが、その資料すらないのが現状です。ただし、地籍という制度は、研究対象としては幅の広さを持っていると思います。

藤木氏：地籍というものに対して、土地家屋調査士は内向きでした。オンライン申請等に代表される事務の効率化・デジタル化と併せて、多目的地籍という考え方があります。世界の流れでは、10年程前から土地政策・法制という観点から、事務手続きの見直しが成されています。

井畑氏：土地というものに関して、為政者が土地支配を行なったときに、近代的所有権の対象としての地籍という概念は世界中にあるのではないのでしょうか。その事務というものも普遍的なものとして考えられると思います。私たちが携わっている業務というのは、国家が土地の境界を示すことで、個人の所有権を厳格に定めるものだと思います。紛争を防ぐ意味での地籍が発生し、私たちがその事務を担っていると考えられます。こう思うと、土地家屋調査士の仕事はおもしろいと思うし、土地家屋調査士の肩書きが意味を持ってくると思います。現在の土地家屋調査士のレベルを考えたときに、登記申請業務に追われてしまっているが、根本的には所有権の範囲を明らかにすることで、実は権利登記に携わっていることに気付くべきでしょう。

村田氏：地籍が一人歩きすると、業界・研究者それぞれに地籍に関する勝手なイメージが出てきて、收拾がつかないものになってしまいます。研究対象としては、イメージを明確にして、地籍という言葉を使う必要があります。地籍という言葉は明確にするには、そのことに関心のある人々が集まって議論する必要があります。



藤木連合会研究所長

藤木氏：地籍と筆界をどう関連づけるかについてですが、FIG（国際測量者連盟）の会合の中で、地籍には土地の支配・利用・価値といった要

素があって、土地の支配の部分が一筆地というものの考え方の核になります。この部分を管理するときに、他の要素との関連をデジタル化さ



井畑大阪会副会長

れた事務で処理する、そういった枠組みが世界で話合われています。

井畑氏：連合会も、その部分にもっと関心を持っていただきたいものです。（笑）

村田氏：極端な言い方をすれば、一筆地の一部の処分（取引）を認めるか認めないかという議論の中で、一筆単位の処分しか認めないということになると、その枠組みとの整合性・所有権との関係を、どう反映させるのかを考えなければなりません。権利の意識の中では、土地の一部の処分は可能でありますけれども、現実の手続きの中では、その一部の土地を分筆して、所有権を移転するしかないのですが…

井畑氏：その仕事は、土地家屋調査士の範疇ではないかもしれません。

村田氏：権利の概念からすれば、客体となるものの範囲は決まっていますから（笑）。ただし、範囲を確定することは、土地家屋調査士しかできないと思います。

井畑氏：今やらなければならないことは、将来に対する展望を示すことです。しかも、それは普遍的なものであり世界に通用するものであると示さなければなりません。そのための教育が、土地家屋調査士には必要です。若い世代に希望を与えるような話ができなければなりません。そのためにも、研究会の立ち上げが急務であると思われます。第三版のイメージは土地家屋調査士が進むべき道を示すものである必要があります。

村田氏：土地家屋調査士だけでなく、若い研究者にも育っていただかないと…

山田氏：そう考えると、研究会の立ち上げというものの重要性が際立ちますね。

井畑氏：地籍は、長年にわたって租税の対象としてきたことによって、国民との感覚がずれてきてしまいました。そこを補うタイミングは、今しかないと思います。大変ですが、土地家屋調査士がやらなければ、制度として前進することはありません。

広報員 生月和晴(兵庫会)

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

明治時代に創設された公図を現代にふさわしい精度を持った地図として再生し、登記所に備え付ける作業。この国家の基本情報の整備であるプロジェクトに携わる土地家屋調査士を「平成の伊能忠敬」としてお伝えするこの連載も5回目となりました。

さて、本年4月1日、国土調査促進特別措置法、国土調査法が一部改正され、登記所備付地図の最大の供給源である地籍調査について、一定の要件を満たす法人に対し、国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とするという、新たな民間の活力導入の道が開かれました。平成地籍整備はさらなる土地家屋調査士の参入を求めています。

また、先月に開催されたG空間EXPOでは連合会企画のパネルディスカッション「暮らしの安全と登記制度」～高度情報化社会における不動産登記制度のあり方～において、東京都の地籍調査の進捗率が20%に達した、との最新の情報が伝えられました。現地立会・筆界判定が相当困難と思われる過密都市部でも官民境界を先行調査する手法の導入により、地籍整備は着々と進行しています。

今回は法務局による登記所備付地図作成作業から目を転じて、その東京から土地家屋調査士の国調地籍調査への取組みをお伝えします。

第5回

登記所備付地図の供給源～地籍調査 その現場から 東京都の地籍調査に従事して

東京土地家屋調査士会 三嶋 元志

私は土地家屋調査士として、平成14年から東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会を通じ、地籍調査に従事してきました。東京都の地籍調査に従事し、実際どのような作業を行ってきたのか、今般本会報に掲載する機会を戴きましたので、皆様にご紹介したいと思います。

1. 東京都の地籍調査事業の概要

東京都の地籍調査は都市部を対象とする都市再生地籍調査事業実施要領に基づき行われています。

一般型の地籍調査のように一事業で一筆地調査まで実施するのではなく、民間の専門技術者を活用すべく、下記の事業区分ごとに最終的な成果を作成するよう実施されています。

- ①官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査(官民境界等先行調査)
- ②民間開発や都市整備に伴う事業による測量成果を用い、一筆地測量及び地籍測量を簡略化した、簡便な地籍調査を実施する調査(高精度民間成果活用調査)
- ③地籍図根点を先行的に設置し、それに基づいた土地の異動情報を蓄積することにより、将来の一筆地調査に資する調査(図根点先行調査)
- ④一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査(筆界情報収集調査)

その中で、私が平成14年から従事してきたものは①の官民等先行調査であり、今後の都市再生地籍調査の骨格となる長狭物の境界確認を土地家屋調査士の立場で従事して参りました。

その作業手法は都市再生地籍調査事業実施要領中、下記のように実施方法が記載されています。

本調査においては官民及び官官境界(以下「官民境界等」という。)の一部又は全部の筆界点の調査及び測量を実施するものとする。

ただし、登記所に備え付けられた地図上の官民境界等が道路拡幅等により現況の境界と一致しなくなっている場合には、原則として現況の境界(後続の地籍調査事業(以下「後続事業」という。))において分割線が記入されるべき位置を確認するとどめ、後続事業において登記所に備え付けられた地図上の官民境界等の確認を行うものとする。この場合の現況を表す線は官民境界等境界線として表示される境界線とは区分して表示し、後続事業の実施時に混乱が生じないように注意する。－(以下省略)－

東京都では、地籍調査は筆界調査であるということとを基底におき、「筆界＝所有権界＝公共物管理界」となるよう調整を行うことが重要と考えられ、また、④の筆界情報収集調査も視野に入れることも鑑み、上記文章中下線が引いてある部分の場所であっても客観的資料に基づき道路筆界を推定し、所有権界及び公共物管理界の精査を行い、「境界合意型」ではない「筆界提示型」という形式にて都民又は市民に境界の確認と理解を求め、地籍調査を実施しています。

2. 道路筆界線と道路区域線との選別について

東京都における官民境界等先行調査の考えについて1. で述べましたが、この地籍調査の実務を行うに当たり重要となってくるのが「道路筆界線」と「道路区域線」の選別と、実務におけるそれらの管理方法になります。

私の地域では作業を実施している最中において、道路筆界線を「Kライン」、道路区域線を「Dライン」と通称で呼んで、選別しています。

この語源の由来は、最終的に納品する「街区調査図」(一般型の地籍調査では「地籍図」にあたるもの)の道路筆界点の属性記号を「K」で表し、道路区域線の属性記号を「D」で表すことから始まっている単純なものです。作業においては錯雑しやすいものであるため、「K」・「D」として各々の線を選別しながら打合せ等を行っております。

一般の地籍調査では「道路区域線」は地目の調査の際の分割があったものとしての調査で利用される程度で、言葉としてはあまりなじみがないものかも知れませんが、官民先行調査では前述のとおり、筆界ではない「公共物管理界」の確認も重要になってきます。

実際、東京では登記所に備え付けられている地図上の里道等が道路拡幅により現況と一致しないことが多々あります。それらの調査及び測量をどのように実施し、作業しているかを以下に説明させていただきます。

3. 官民境界等先行調査における「道路筆界線」の調査

「道路筆界線」、すなわち里道等における公法上の道路筆界線を推定するに当たっては、まず、過去に

公共物管理者と民有地所有者との間で行われた道路境界確認作業において確認された道路境界位置の復元作業から行われることになります。

東京都には過去に境界が確認されている経緯を表す「土地境界図」というものが存在しており、それらの図面を復元の資料として利用しています。

昭和50年代後半以降に作成された土地境界図は、境界点(P点)・引照点(S点)・トラバース点(T点)の座標値が図面に明記しており、仮に工事等が原因で境界点が亡失してしまっても、図面に記載してあるトラバース点(T点)又は引照点(S点)を利用し、境界の位置関係を復元する能力を有することから、実務においてはその数値座標を利用して現地を復元又は位置の点検作業を行うことになります。また、土地境界図には過去に確認した境界を引照点とし明記していることも多々あるため、復元作業を行う場合は先に最新の土地境界図の復元から行い、その図面より過去の境界点をどのように利用し、最新のデータとして反映し求めたのか、また、再度過去のデータとそのデータを検証し図面の精度等を検証する等、様々な工夫をしながら道路筆界線の位置の検討をしております。私論ではありますがこの復元作業は長年の経験から最新のものから復元するのが能率的と考えられます。

昭和50年代前半以前に作成された土地境界図は、境界標の明示とその寸法のみ記載しかなく、座標等の記載がないことから、境界標識の亡失等による復元という観点では求める位置の精度等を鑑みるに非常に難しくなる場合があります。

この場合は、その境界確認が行われた原因等を探究することから始め、いつ何処で誰が何の目的で境界確認を公共物管理者と行わなければならなかったのか、それを探究するとほとんどの場合、法務局の資料として地積測量図が存在しており、土地分筆登記や土地地積更正登記を行っています。官民先行調査の際は民有地の中に入り境界標識等を検討する作業項目はないのですが、昭和50年代前半以前に作成された図面を取り扱うには位置精度を探究するため、時としてそのような作業を怠らず、確認された境界位置の精度も求めなければならない場合も出てきます。また、時系列的に昭和50年代後半以前に確認された境界標識を参考とし、事後新しく作成さ

れた図面に引照点としてその境界標識の座標値が明記されている場合もあり、さらに役所にも公共物管理の一環として、区役所が独自に作成した図面にその境界標識を座標値付きで表示したものも存在します。これらを利用し、過去の境界を探究し、その位置の復元と点検を実施します。

これらの作業が全部完了した後はその成果に基づき未確定の筆界線の推定を行ない、登記所備え付けの地図上の位置及び形状を念頭に境界確認が行われた境界点の成果とのバランスを考えながら、総ての道路筆界線の推定を実施します。また、東京都の里道等に「東京市告示」としてその幅員が認定されているものがあるときは、その数値を把握し、検討しながら道路筆界線を推定して行きます。

道路筆界推定後には物理的に里道・水路に囲まれた街区というものが構成されることになりますので、その成果が完成された後は点検項目としての街区の形状と公図の形状のチェックを行います。また、各街区の実測面積と登記簿面積の比率(元番の筆界点がかかる場合はその元番の面積比率を検討できるのがなお良い)を求め、未確定の里道等の点検作業を行い、再検討をするところは再検討し、道路筆界線の探究を終えることになります。登記所備え付けの地図に基づく道路筆界推定は、最終的には位置及び地図の形状と面積を複合的に検討した上で、画地調整を施すこととなります。

4. 官民境界等先行調査における道路区域線の調査

道路の区域線とは、公共物管理者が道路管理している範囲の調査をすることを言います。現況の道路線は公共物管理界と一致しているものと思われがちですが、必ずしもそうではない道路も存在するので、実務においてはその辺を注意し実施しなければなりません。

道路の区域線の調査では現況道路の状態を把握することから始め、その道路がどのような権利に基づき道路として存在しているのかを確認し、一路線ごとに告示等の内容を検討しながら、すべての道路区域線を精査します。

この段階で、「道路筆界線＝道路区域線」又は「道路筆界線≠道路区域線」であることを道路筆界線と

道路区域線との重ね図を作成することにより把握することができます。

「道路筆界線＝道路区域線」の場合は、登記所備え付けの地図上の筆界線と一致することから、道路推定線の現地の出入り等状況の把握をします。また、拡幅等道路買収によるものにあつては、登記所備え付けの地積測量図及び買収の際の原議に添付されている図面の寸法の点検、または登記所備え付けの地図との整合性の点検を行った上、現地の出入り等状況を把握することになります。

「道路筆界線≠道路区域線」の場合は道路敷地にどのような権利が存在するのかを把握した上で、認定の際の告示の内容、幅の検査、区域決定及び供用開始の有無等の調査を行い、道路区域線が現況道路のとおりであるか否かの判断をすることになります。

ただ単に現況道路の実態を把握するだけでなく、道路法制等を鑑み、道路区域線を探究しなければならない道路も存在していますので、この調査には注意が必要となります。

5. FR工程の実施

一般型の地籍調査の工程では調査図素図・地籍調査票及び筆界に関する資料が整い次第現地立会を行い、その立会で求めた筆界点を実測し地籍図を作成するという流れで実施されていますが、東京都の地籍調査においては、その地域性から、F工程(細部測量)以外にFR工程(現況(地形)・復元測量)が存在しております。

官民境界等先行調査のFR工程とは、地権者の皆様にその「筆界」の位置を事前に提示することを目的とし、2. から4. でお話しした道路筆界線の推定や道路区域線を把握するために現地立会前に行う測量工程であります。

3. で説明したとおり、道路筆界点を推定するためには「土地境界図」等、道路境界を復元又は点検するための要素となる地物・境界点・引照点・トラバース点の測量を必要とします。これに基づき道路筆界点を探究することになるため、現存する過去の筆界に関する客観的資料と地籍調査の成果が一致することになり、後続調査の際においても、資料との整合性が取れるものとなり、この作業は事後においても境界にトラブルがないよう努めるべき工程として存

在しているものと考えます。

また、4. で説明した道路区域線の調査を行うに当たり、現況道路の形状のほか、道路近傍の建物・ブロック塀・民有地境界(私の地域では道路離れ3m前後)の状況を調査しております。

これらの測量を実施した後はその測量データに基づき、現況重ね図を作成します。この現況重ね図は筆界を推定した経緯を表す根拠の図面とし、後続事業においても利用されるべきものとして存在することになります。作業側としても内容を把握するために取りまとめたものであるため、現地立会時にはスムーズに地権者に分かり易く説明できるものとしても存在します。

FR工程を実施することにより、実施者が事前に道路の境界の成り立ちを把握していることから、立会時には地権者の皆様に少ない時間で立会協力を求めることができ、かつ、道路筆界点及び道路区域線の根拠やその地権者の皆様の民有地境界付近のどの位置にその線がくるか等を正確にお伝えすることができるのです。

FR工程の復元成果はそのまま官民境界等先行調査の納品物である「街区調査図」に反映されるため、実質東京都においてのF工程は細部図根点測量だけになる場合があります。

6. 実務体制について

東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会を通じ、例年実施している官民境界等先行調査の規模は概ね下記のとおりです。

- 1 実施面積 約0.50 km
- 2 筆 数 約3,500筆(内道路接道による立会を要する筆数約2,000筆)
- 3 地域区分 大都市圏、台帳付属地図備付地区
- 4 従事者数 土地家屋調査士 10～15名

従事者の分掌については総括班として土地家屋調査士2名を選出し、その他の者は調査測量工程班と

して作業を実施いたします。担当区域分けは公図の単位を一単位とし、接続する数枚のエリアで各担当者が平等に配分できるよう担当区域を定め、また、各担当エリアの区域界を別途実施する担当者(都道・国道等管轄が実施主体でない道路の担当者)をしております。

立会時には区の職員と土地家屋調査士が現場に赴き、15分に3筆若しくは3地権者との立会を基本として日程を決定しており、一日に換算すると約60筆の地権者と立会うことを想定し、計画を立てています。実際この数値を示すと、一日にそんなに立会えるのかという質問も受けることもありますが、長年の経験より算出した数値であり、この計画により、地権者の皆様に対してはスムーズに対応できております。理由としては一筆地調査でなく、道路境界の立会であることとFR工程を行い事前に実務者がスムーズに説明できる対応ができていたこと等が挙げられます。

7. 実務体制における今後の課題

まず、本事業は地方自治体より東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受託し、私たち土地家屋調査士が選任され作業を実施しているという根底のことから考えなくてはなりません。

土地家屋調査士は仕事の手法、使用する器械、計算ソフト等様々な面で他の土地家屋調査士とは作業を完了させるまでの手法が異なることがあり、時としてそれが多数の土地家屋調査士が同じ作業を行う際の支障となることがあります。

地籍調査を実施している土地家屋調査士は取り決めた共通の作業ルールをお互いに守りながら、統一した成果を納品するため、それを課題とし探究し努力してまいりました。

今日においてもまだ確実なものとはいえませんが、能率よく地籍調査に従事し、より良い成果品を納めることを常に考え実施しています。

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に伴う 記念講演・記念式典

主催：熊本県土地家屋調査士会

平成22年8月21日(土)、ホテル日航熊本にて標記記念講演と記念式典が開催されました。開催趣旨はそれぞれの節目の年に、土地家屋調査士のなすべき目的としての業務を遂行していく上で、今一度原点に返り、業務の責任と重要性を考え、国民生活に安心と安全を届けられるよう再確認する年であると考えます。そこで、地域社会や一般の方に熊本会が実施している社会貢献活動を知っていただくため、標記記念式典を開催するに至ったわけであります。



第1部 記念講演

『土地の境界ってなに?』～官民境界の法理論～

講師：寶金敏明氏

(略歴) 東京法務局長・最高検察庁検事を歴任。

現在は、川崎公証役場公証人

(著書)「里道・水路・海浜・長狭物の所有と管理」

4訂版

「境界の理論と実務」等々

法律社会の劇的な変化

土地家屋調査士制度の60年を振り返って、最近土地家屋調査士を取巻く法環境に大きな変化が現れてきたことを皆さんに認識していただきたく、このようなテーマとさせていただいた。

平成になって、世界的な自由競争の時代になり、その中で日本も変化していかななくてはいけなくなった。



講師の寶金敏明氏

その結果、国民にとってより使い勝手の良い、自由度の高い(専門家がその制度の上で胡坐を掛けなくなった。)時代が始まり、次から次へと新しい法制度が生まれてきた。

その中で、土地家屋調査士制度に関係するものとしては次の大きい3つの改革が行われてきた。

(1) 里道・水路の譲与

(地方分権一括法113条等)

平成12年4月1日から平成17年3月末なぜ譲与…本来、市町村等が所有・管理すべき公共用地である。

地方分権一括法の先駆けとして、順調に手続が行われてきた。しかし、短期間での手続のためか、譲与後、問題点が生じている。

①譲与手続において、本来その時点で機能している里道・水路を譲与されなくてはいけないが、実際には、機能されていないものも全て、その手続がおこなわれている市町村が多数ある。その後、その機能のないものは一般に払い下げ(売買)の対象となっている。

②譲与後の管理において、適正な管理がなされていない。

適正な管理とは例えば、通常の土地(宅地や田畑)のように所在が明確で、測量・登記がされているかであるが、譲与を受けた全国のほとんどの市町村ではその適正な管理がされておらず、野ざらしの状態である。このことは国家賠償請求等の対象ともなり得ることであり、また、会計検査院

からも実際、適正な管理がされていないことは問題であるとの指摘を受けている。そこで、不動産登記の専門家である土地家屋調査士がその市町村に対し、是正を促す働きかけをするべきだと思う。

(2) 民活と各省通達連携による地籍整備の推進(平成地籍整備)

平成15年6月27日

内容は…「今後5年間で都市部の地図整備率を50%に引き上げ、10年間で終わらせる。」と表明
不動産登記の専門家である土地家屋調査士がその優れた知識を最大限に発揮し、積極的に関与することが期待されている。

(3) 筆界特定制度が運用開始

(不動産登記法123条以下)

平成18年1月20日

筆界特定制度が制定された経緯は当初、この制度は平成10、11年法務省民事局のもと、適正な筆界の判断をするための検討をするため研究会が立ち上がり、議論がなされた。その結果、当初の青図は裁判所での筆界確定を廃止し、有識者で構成された「行政委員会」のようなものをつくり、そこで、筆界の判断(確定)をしてはどうかと研究会からの結果が出された。しかし、その後の国会等の議論で、結果的には現在実施されているように裁判所の筆界「確定」は残り、登記官が筆界「特定」となったのが経緯である。

以上のように誠に残念な結果となったわけであるが、土地家屋調査士に対する期待は当初の研究会でもあり、実際現在では「筆界調査員」として、制度に貢献されている。今後とも土地家屋調査士の知識を発揮し、この制度のさらなる発展にご尽力いただきたい。また、国民もそのことを望んでいるはずだ。



講演風景

第2部 60周年記念式典

(内容)

熊本県との災害協定書交換式

熊本市との災害協定書交換式

熊本市教育委員会の「こどもひなんの家」登録報告

(来賓)

熊本地方法務局首席登記官 祐名三佐男氏

熊本県副知事 村田信一氏

熊本市長 幸山政史氏

熊本市教育委員会教育長 廣塚昌子氏

衆議院議員 松野信夫氏

その他、県議会議員・市議会議員・関係団体関係者(総勢17名)

1. 会長挨拶



土地家屋調査士制度制定60年の間、不動産登記法・筆界特定制度・ADR法等、様々な法改正がなされ、我々土地家屋調査士はその制度の発展に努めてきた。

これからは、60周年という節目を期にさらなる研鑽を高め、「社会生活の安全」、「権利の保全」、「取引の安全」、「利用者の利便性の向上」に寄与していくことをここに誓いたいと思う。

2. 記念事業の趣旨説明

この度の熊本県・熊本市との「災害協定」とは、地震等の大規模災害時における建物損壊、土地境界標の滅失等に係る登記・境界に関する相談業務の実施に関し、熊本県土地家屋調査士会は県及び市から相談所の開設の要請を受けた場合、速やかに開設するというものである。また、熊本市教育委員会とは子供に対する犯罪が激化する中、その対策として、熊本市内の



御来賓の方々



来賓祝辞(左：熊本県副知事、右：熊本市長)

全ての土地家屋調査士事務所を子供の避難所として「こどもひなんの家」の指定を受けるものである。

以上の締結に当たっては熊本県議会議員及び、熊本市議会議員並びに関係団体のご協力のもと、「協定書」の締結にいたったわけである。

その「協定書」の交換式をこの土地家屋調査士制度制定60周年記念式典で行うことで、土地家屋調査士会が社会奉仕、社会貢献のできる団体として、地域社会にその取り組みを知っていただきたい。



熊本市との「災害協定書」の交換
熊本市長 幸山政史氏



熊本市教育委員会「こどもひなんの家」の表示版交付
熊本市教育委員会教育長 廣塚昌子氏

3. 協定書交換式



熊本県との「災害協定書」の交換
熊本県副知事 村田信一氏

以上の熊本会の取り組みは九州ブロックでは初めてのことだと聞いています。

今までは土地家屋調査士の「業務」を通じて、市民生活の保全に寄与してきましたが、「社会奉仕」という、今までと違った目線からの取り組みです。

また、新しい「風」を感じました。

広報員 佐藤栄二

伊能図フロア展えひめに参加して



フロア展にて



フロア展会場の様子

愛媛県では『伊能図フロア展えひめ』が平成22年8月5日(木)から8月8日(日)の4日間にわたり、県都松山市から約10 kmの位置にある伊予市の「しおさい公園」市民体育館にて開催されました。今回、愛媛県土地家屋調査士会は特別協賛として参画させていただきました。

まず、『伊能図フロア展えひめ』に先立って、様々なイベントが行われました。平成22年5月27日(木)には伊予農業高等学校において、愛媛県歴史文化博物館専門学芸員 安永純子氏と愛媛県土地家屋調査士会 三宅雄二会員が講師となり事前学習会が、また6月8日(火)に伊予市森海岸にて伊予農業高等学校生が伊能忠敬測量隊に扮し、当時使われた方位盤や象限儀の複製を使用して、海岸線を測量した測量体験学習と森海岸に打

ち上げられた流木や網の残骸などの清掃が行われ、それから7月4日(日)には「我ら伊能測量隊～城北・道後の通行ルートを歩こう!」と題し、愛媛大学教育学部附属中学校が実施主体となり、生徒数名が再現された測量道具や衣装を着用し、伊能忠敬率いる測量隊が202年前に通行した城北・道後ルートを探索するイベントも行われました。

8月5日(木)からのフロア展では特別イベントとして、南海放送によるラジオ番組、7日(土)には松山城下一帯の伊能のルートを探るワークショップ、8日(日)には記念シンポジウムが開催されました。愛媛会からはラジオ番組のゲストとして山内晋副会長、記念シンポジウムに岡田潤一郎会長が「人に戸籍、土地に地籍」と題し、講演を行いました。

プレイベントからフロア展までTV、ラジオ放送や新聞掲載により宣伝され、また、夏休みということがあってか、このフロア展の4日間の来場者数は異常なほどの猛暑にもかかわらず、予想以上の約7,600人を数え、小学生の団体から老人会の団体、また、ご家族での来場も多く見られました。愛媛会では来場者の誘導・案内、靴を入れるビニール袋の配布等の協力を行っていましたが、最終日は来場者と退場者との、入口はごった返しの連続でした。

会場では体育館のフロアに伊能図の大図、中図、小図を並列展示しており、それぞれの地図の比較と2階から全体が見えるように工夫され、大図の四国周辺や全国の名所といわれるところに人だかりができていました。他には伊能忠敬の経



6月8日測量体験学習



6月8日測量体験学習



7月4日測量隊



山内晋副会長の公開ラジオ生放送の様子

歴を食い入るように見る小学生、自分の故郷を座り込んで見入る老人など、老若男女を問わず、楽しまれているようでした。中には「こないいいものを見せてもらってありがとう。」の言葉をかけていただき、協力員としてお手伝いをしていた私の疲れも吹き飛ばすほどでした。

日本人の誰もが知っている伊能忠敬であると思いますが、私がそうだったように「日本地図を作製した」とだけ漠然と知っているという方はまだいらっしゃるのではないのでしょうか。この伊能図を見ることで、忠敬の緻密さ、責任感、根気強さという人間性や改めて伊能忠敬の業績の偉大さを感じることができるようではないかと思っています。

また、今年2010年は伊能忠敬

が全国測量の第一歩を踏み出してから210年目になります。忠敬は17年をかけて日本全国を測量し、正確で美しい日本全図を完成させました。今回のフロア展は各地で発見された伊能図の中から優品を選んで、完全復元したもので、最新の技術を駆使したコンピューターグラフィックで見事に彩色された、美しい地図の上を歩くことができるようになっています。この210年前の日本を歩くことで210年間の日本の変革を感じ、将来の日本への期待や伊能忠敬が55歳から17年間費やした作業を見ることで、第二の人生の第一歩を踏み出す希望を『完全復元伊能図全国巡回フロア展』開催の趣旨でもあります忠敬の努力と元気を

もらうことで、見出すこともできるのではないかと思います。

今回、愛媛県土地家屋調査士会では特別協賛ということで、会場の一部に土地家屋調査士ブースを設け、土地・建物登記や境界問題についての相談コーナーを開設しました。また、愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の作成した不動産登記法第14条地図作成作業(道後地区)レポートの展示も行いました。来場者には「境界問題相談センター愛媛」のリーフレット等を配布し、土地家屋調査士会やセンターの周知を図ることができたと思います。

愛媛県土地家屋調査士会
広報部理事 伊藤元康
同 眞木 純



完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 新潟 に協賛して

平成20年に日本土地家屋調査士会連合会の全国広報担当者会同において、完全復元伊能図全国巡回フロア展の説明会が実施され、土地家屋調査士の広報の一環として各土地家屋調査士会は協力体制をとるように説明及び要請を受け、新潟会は平成21年度に開催を予定し、定時総会に事業計画及び予算を提案してまいりました。ところが、21年度の後半に伊能忠敬研究会新潟支部から平成22年度に開催することが決定した旨の情報と協力要請があり、再度22年度の定時総会に事業計画及び予算の要求をし、承認・可決された次第です。さらに、阿部会長からは全国会長会議においてもフロア展については各土地家屋調査士会とも協力体制をとられるよう協議されていることから、新潟会も土地家屋調査士制度制定60周年の記念事業の一環として、「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 新潟」展に参画するよう指示があり、広報部が担当して取り組み、開催実施にあたっては伊能忠敬研究会新潟支部役員を中心に実行委員会が組織され、計画実施について協議を重ねました。

しかし、昨今の経済情勢の中で、かつて実施した伊能ウオークや大図展に協力・協賛した団体がフロア展開催には消極的であることか

ら、実行委員会会長からも新潟会に協力要請があり、協議の結果、協賛という形で参画しました。

開催状況及び広報活動については以下のとおりです。

【プレイベント】

○7月31日(土)

「俺が歩測名人だー」歩測大会

○午前11時から午後2時

「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 新潟」の開催を知っていたくため、プレイベントとして新潟市中心部商店街のアーケード内の一角を借り、歩測大会を実施しました。内容は60～70メートルの歩測を競うもので、地元会員の好意から測量機材一式を借りうけ、もちろんアーケード内には土地家屋調査士のぼり旗を数本掲げ、土地家屋調査士のPRにマンガ冊子などを提供しました。

伊能忠敬という人物紹介や大図展開催などについては実行委員会側で説明をし、大人、子ども約35名の市民が参加した楽しいひとときでありました。また、歩測大会上位入賞者には新潟会で作成したクリアファイルなどを賞品として差し上げ、商店側からも賞品等の寄付もあり、出足は順調で地方新聞記事に掲載されましたが、協力した「土地家屋調査士」という名前が載っていなかったことは残念でした。

完全復元伊能図全国巡回 フロア展 in 新潟

8月12日(木)～16日(月)

伊能図フロア展会場周辺には「ちょうさし博士」ののぼり旗を掲げ、知名度アップに努めました。入場者にはフロア展の開催日に間に合うよう新潟会作成のポケットティッシュ約2,000個(写真あり)を用意し、入場者に渡せるよう準備をしました。

開催日程がちょうど旧盆の時期に当たるため、どの程度の入場者数か心配でした。その上、当日は台風接近による悪天候も重なり関係者一同、一抹の不安を感じましたが、徐々に入場者が増え、また猛暑の中、無事終わることができましたことは協賛側として喜ばしく思っております。

【1日目 12日(木)】

開催初日、テープカットセレモニーがあり、新潟会からは阿部春男会長が出席しました。午後からは伊能忠敬研究会名誉代表の渡辺一郎先生のミニ講演があり、新潟会としては渡辺一郎先生の講演録を土地家屋調査士制度制定60周年記念誌に掲載する企画のため、現在編集しています。

初日はクーラーが稼動していましたが、経費の関係で、初日のみ

の稼動となり、2日目からは空調に関しては自然の風のみが頼りの会場運営となりました。

【2日目 13日(金)】

連日猛暑の中、旧盆の時期であるため県内の多くの企業は勤務が午前中で終了します。一般家庭ではそれぞれお墓参りに出かけるため、それらが重なり出足が鈍りましたが、用意したポケットティッシュの評判が良かったのは何よりでした。

【3日目 14日(土)】

事前に新聞広告、チラシ配布等により「土地家屋調査士による無料相談会」の開催の周知を行いましたが、相談件数は3件でした。

連日の猛暑対策として、相談室の熱中症対策に気を配りました。館内に設置され放映された伊能忠敬の30分ビデオは大変人気があり、結果、最終日までになすべて完売しました。

【4日目 15日(日)】

開館時間前から入場者が集ま

り、図面の上を歩くために用意した靴下(夏場で素足やストッキングの方が多く、用意した靴下はコインランドリーで乾かし、再使用し貸し出しました。)が間に合わないほどであり、裏方の靴下担当者は対応で大慌てでした。子どもたちの多くが興味津々で図面上を歩く姿、またスタッフへの質問や説明を聞く姿が印象的でした。

【5日目 16日(月)】

フロア展最終日は言い訳となりますが、甲子園球場で地元高校の準々決勝戦があり、午後からの出足が鈍りました。さらに閉館時間が午後3時であるため、入場者数を心配しましたが「新聞で見えてきました。」と声をかけ、最終日に駆け込んで来てくださる方もおり、なんとか一大事業が終わりました。

【最後に】

開催実施から終了までは新潟会執行部全員のボランティアと地元支部長に多数の作業協力者をお願いしていただき、皆様のご協力で

伊能図の搬入搬出、展示作業が機敏に進みました。蒸し暑い館内での作業は大変な労力で、さらに郊外のスポーツ施設であることから、年配者の入場が不便という悪条件でしたが、開催期間中、幸い熱中症や怪我人もなく無事終え、運営に係わった実行委員一同、安堵しました。

会場までの交通機関は新潟会の提案で無料シャトルバスを用意し、なるべく多くの皆様から見て体験していただくことができたこと、新潟会協賛ということでチラシ配布や入場券の販売に努めたこと、マスコミへの周知については市の広報誌やラジオなどに周知したこと、多くの小中学生に入場券が配付できるよう協力をお願いかけたこと、など一大事業を終えることができました。入場者数は2,141名でした。ご協力いただきましたすべての皆様に感謝申し上げます。

新潟県土地家屋調査士会
副会長兼広報部長
片桐 健三郎(執筆者代表)



ポケットティッシュ (会場で配布)



三者(当事者・調停員・会)共同の調停スタイルへ

開設～指定～認証～トレーニング

長野県土地家屋調査士会

境界問題解決支援センター長野 センター長 小泉栄一

平成20年4月1日に「境界問題解決支援センター長野」を開設した当会は同年5月1日、土地家屋調査士法に基づく指定を受け、翌年12月18日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証を取得しました。これも今までに指導してくださいました先生方、先行会、長野県弁護士会の皆様のお蔭と心から感謝を申し上げ、当会のADRへの取り組み方を記させていただきます。

代理権付与に 驚きと戸惑い

確か、平成16年頃だったと記憶していますが、当時の日調連会長から指導を受ける機会がありました。その中の「土地家屋調査士に代理権付与」との情報に驚きと戸惑いを感じたことが思い出されます。しかも、その代理権を行使する場(紛争解決機関)は自分たちで整備せよと。土地の境界については紛争(筆界不明に起因する民事に関する紛争)解決をも含めて土地家屋調査士(会)にやらせてみようということでしょうか。それにしても先行会の熱意には頭が下がります。

ADR 指定 認証？

理事会でADRセンター設置を決めたものの、ことが余りに大き過ぎるためか、なかなか先に進みません。平成18年7月、ようやく「設立準備委員会」を設置し、重い腰を上げて民間紛争解決手続(和解の仲介(調停))・指定・認証、そして先行会の実情についての勉強・検討を始めました。

当初から認証取得は必要と判断

平成19年1月20日、設立準備委員会は以下のような設置案(方針)をまとめました。

- (1) 指定とともに認証をも取得すること。(清水響氏編著の「一問一答 不動産登記法等一部改正法」のQ106を参照。)
- (2) センター関与者(調停員・相談員・鑑定等実施員・調査員候補者)は登録制とし、兼務を避けて多くの会員に参加を促がすこと。
- (3) 調停員及び相談員候補者の選任には日調連(ADR)特別研修の修了を必須条件とすること。(裁判所民事調停委員である会員は同特別研修を修了したものとみなす。)
- (4) 調停・相談は長野県の地勢からしてセンター利

用者の利便性を考慮し、当会の会館内の他に県内の北信・東信・南信・中信の各地区内においても実施できる体制をとること。(以下、仮に「地区調停」という。)

- (5) センターの開設は関与者が手続実施に耐えうる十分な研修(法的知識、倫理、面談・調停技法)の実施後とすること。
- (6) センターの相談(土地家屋調査士と弁護士が対応)を調停の前置とする明文化は避けること。([相談時に境界に関する情報を提供することにより解決する案件も少なくない]との資料。そうであればセンター外、つまり個々の会員にも参加できる余地があるということ、また、相談は指定・認証の対象外でもあり、センター相談を調停の必要的な前置とする路線は敷かないこととした。)

当会が境界に関するADRというサービスの提供を行うこととしたとき、果たして長野県下一か所のみでの調停・相談の実施で良いのだろうか。

また、ADR(調停)の前段階として提供している相談手続等は必ずセンターという組織内のみで対応すべきものなのだろうか、430名余の会員が境界に悩む利用者の声に耳を傾け、適切なアドバイスをすることも必要なのではないか、その体制が整うまでに長い時間を要するとしても。

窮すれば通す？

認証申請の関係書面を整え、司法法制部へ事前相談に伺ったところ、予測したとおり地区調停についての対応の甘さが指摘されました。

実は事前相談の直前に弱気が出ました。地区調停体制を固持すれば、認証取得は難しいかもしれませんが。そのような空気の中、「地区調停を諦めたら、長野会の特色がなくなる。(利用価値減少)」と背中を押してくれたのは弁護士運営委員でした。

地区調停の不備を指摘した司法法制部の担当係長

さんは我々の困った様子を見てか、助け舟を出してくれました。「長野会さんは運営委員を地区ごとに選出しているから、運営委員に汗をかいていただけたらどうか。」とのヒント。確か、そのようなことだったと記憶していますが、そのときの大ピンチに冷汗をかいていたため定かではありません。

地区調停への対応

どの地区においても同じセンター手続を実施するため、全ての手続はセンター長が管理します。

その上で各地区内に属する紛争地の調停・相談は当該地区内にて行い、当該地区選出土地家屋調査士運営委員がセンター長職務の一部を補佐します。その場合、次の点を整理しました。

(1) 調停・相談の実施場所

調停・相談会場は非公開に適した環境を有する公的施設を利用する。

(2) 秘密保持(文書管理)

土地家屋調査士運営委員は、関係文書のコピーをその土地家屋調査士事務所内にて運営規程内文書管理規定に準じた方法で管理する(原本は事務局保管)。また、当該手続終了後、全ての関係文書(コピー)をセンター長に回付し、当該文書は事務局で廃棄処分する。

(3) センター長への報告

土地家屋調査士運営委員は手続進捗状況を随時センター長に報告する。

センター外においても弁護士会の協力を得る

一つは認定土地家屋調査士の代理業務受任に欠かせない共同受任候補弁護士を予め長野県弁護士会から紹介していただきました。当会はその弁護士の名簿を備え付け、認定土地家屋調査士からの求めに応じて弁護士を紹介します。

もう一つはセンターへの問合せ内容がセンター業務以外の場合には、問合せ者の求めに応じて弁護士を特定して紹介するという体制を整えました。これは問合せ者にとって、今まで以上のサービスになるものと思います。

win-winを目指した調停スタイル確立へ

残念ながら当初のセンター設置案(十分な研修実施後にセンターを開設)とおりは進みませんでした。

これからはセンター利用者(当事者)が真にwin-winを感じてくれる調停プロセスを念頭に置いた面

談・調停技法の習得に向け、併せて土地家屋調査士の専門性を生かした調停スタイル(調停マニュアル)の確立を目指し、具体的な研修(トレーニング)プログラムを模索しつつトレーニングの実践に重点を置くことになります。

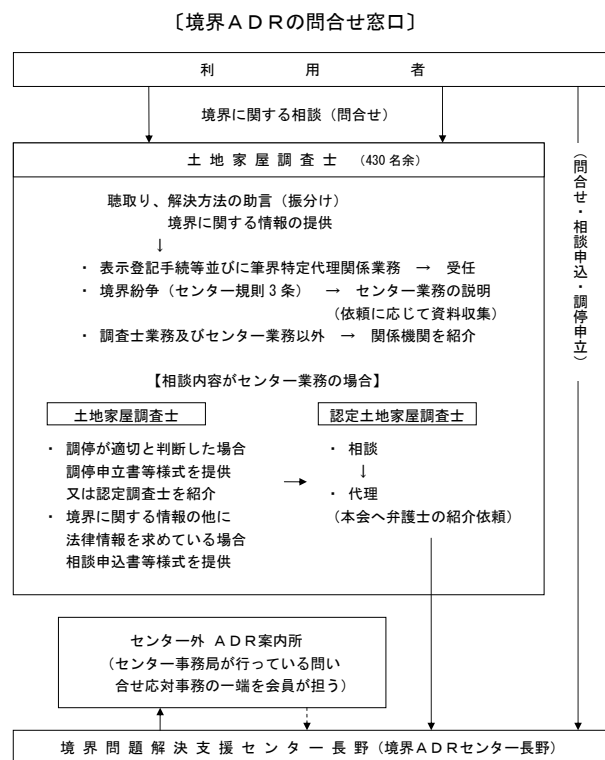
そのトレーニングはセンター調停員・相談員のみならず、土地家屋調査士(業務)にとっても大いに役立つものと考えられます。会員がそれぞれの立場において、ADRに向き合おうとする意識の醸成をはかりつつ、トレーニングを重ねて行けば、いつしか多くの会員が利用者にとって近くて・気楽で・頼もしい「境界カウンセラー」となり、「センター案内人」になると期待しています。

終わりに

境界紛争には当然現場があり、終局には登記手続に配慮した和解契約が締結され、その履行のため土地家屋調査士が働くことになるでしょう。

しかし、境界紛争にありがちな感情的な対立への対応は、センターか土地家屋調査士(認定)か、どちらが適しているのか検討が必要と思います。

今後、日調連を中心に各単位会間の協力、情報交換がますます必要になると思います。関係各位には引き続きご指導をお願い申し上げる次第であります。



第25回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ千葉大会

前夜祭 平成22年8月29日(日) 成田エクセルホテル東急
競技 平成22年8月30日(月) 総成カントリー倶楽部



<開催は千葉に決定>

昨年7月、やはり暑い日でした。房総半島でのゴルフが終わり、そのまま宴会に突入し、ワイワイやっていたところで、石川から駆けつけた大星連合会副会長から「来年の連合会ゴルフ、当番会がまだ決まってない、千葉でやってよ。」との相談がありました。千葉会の椎名会長、酔った勢いで「OK、やりましょう!」と二つ返事。その場で緊急常任理事会(?)が開かれ、開催が決定いたしました。

第19回大会でもホストを務め、ゴルフ場の多さでは日本有数を誇る千葉。海外でバカンスを楽しんでいた会員が帰国してすぐプレイを楽しめるよう、ゴルフ場は日本の玄関口である成田空港から至近の名門：総成カントリー倶楽部とすぐさま決定いたしました。

<人集めに資金繰り>

現在、世の中は絶不況。ゴルフなんて…という風潮ですが、こんなときこそ、嫌なことは忘れて無心でボールを打ち、人と話す、そこから新たな展開が開ける、千葉の土地家屋調査士ってそんな会員が多いのです。ゴルフに観光に、ご来賓200名以上のお客様をお迎えするためにプロジェクトチームが結成され、事務局を本丸に着々と人材発掘が進み、また、椎名会長の強力なネゴシエーションにより協賛賞品が着実に増えていきました。協力いただいたスタッフ並びに協賛いただいた関係各位にこの場を借りて御礼申し上げます。

<前夜祭>

関根連合会副会長の開宴のことは、松岡連合会会長挨拶の後、ご来賓の皆様の祝辞を頂戴し、宴会突入です。旧交を温め、ゴルフ談義に花を咲かせていると、あっという間に時間は過ぎていきます。ちょっといい気分になってきたところに、ちょっと微妙なミッキーマウスの登場です。

全国の土地家屋調査士会から頂戴した地元名産品の抽選会です。くじに当たった参加者が「ミッキーじゃんけん」で賞品を選んでいきます。いい大人が…とお思いでしょうが、夢と魔法の国：ディズニーリゾートを擁する千葉県に入ると皆さん、こうなってしまう。

翌日はスタート第1組が朝7時半。宴会後、明日に期するものがある方はベッドにもぐりこみ、親睦に重きをおかれる方は2次会、3次会

と盛り上がっていきました。翌日、「上着がない。」「鍵がない。」などの声が聞こえましたが、いったいどれだけ飲まれたのでしょうか?

<観光>

せっかく千葉に来たのだから観光も、ということで、観光組の方々には8月29日は伊能忠敬記念館と成田山新勝寺に、また、30日は鋸山の旅を楽しんでいただきました。



鋸山の展望台

<ゴルフ競技>

さて、いよいよゴルフです。朝食の6時に合わせ、5時半に起きると、外は霏がかかっているではありませんか。日頃の行いが…と思いきや、ゴルフ場に着く頃には視界良好になってきました。ただ、朝のニュースでは本日の最高気温は34℃の情報が…

会場となった総成カントリー倶楽部は昭和39年開場の名門で、ゆるやかなアンジュレーションと樹齢百年を越す悠久なる樹々に囲まれた寛ぎと戦略性に富んだコースです。そして今年は千葉国体・女子ゴルフの部が9月に開催されることもあり、ラフがやや深くなっています。池やバンカーも数



中身は相澤会員



ミッキーじゃんけんで賞品ゲット



スタート前に1枚



千葉国体マスコット「チーバくん」



上空には成田空港へのジェット機

多くあり、いつものコースより5打多く叩いちゃった、そんな方が多かったのではないのでしょうか？

そして、暑さ。ここ数年は8月下旬の開催が続いていますが、今年も暑かったです。朝の少しの間は曇っていましたが、その後は照りつける太陽、おまけに無風状態で、仕事では冷静な判断しきれない方もだんだん判断能力が低下し、思考回路がショートしていきます。「真っ直ぐ打ったはずが」、「スライスだと思ったのに」の呻き声があちこちから聞こえます。

そうは言っても、日頃現場でダブスコを握っている土地家屋調査士は一般人とは基礎体力が違います。流れる汗をぬぐいながら、歩を進めていきます。

参加者は北は青森から南は鹿児島まで29会、179名です。

正直申しまして、遠方からのご参加は金銭面と時間面において多

大なるご負担です。それでもお越しくださるのはきっと心底ゴルフがお好きなのだからと拝察するとともに厚く御礼申し上げます。

<表彰式>

東コースの最後の1組がなかなかあがってこない！表彰式開始まで間もなくなのに…スタッフがパーティールームの窓から18番グリーンをチェックしていると、かなりの間を置き、左右の林から重い足取りのゴルファーが出現。そうとうお疲れのようです。そして、定刻の16時から表彰式開始です。

椎名会長が賞品集めに奔走したため、壇上には賞品が山積みです。順位は新ペリアで決まりますので、およそグロス90ぐらいから優勝のチャンスはあります。みなさん、ドキドキ状態での成績発表です。下位から順番に発表が進み、賞品が次々と渡されていきま

す。そして栄えある優勝は竹内道春会員(愛知会)に決定です。

<当番も楽しい>

参加賞は落花生です。千葉県はなんと日本の4分の3の生産量を誇るピーナッツ大国です。

参加者の皆さんにはひと粒口に残り込むたびに暑かった千葉の一日を思い出していただければ幸いです。

最後になりましたが、皆様のご協力・ご援助により大会が無事終了し、スタッフとしては充実感と安堵感でいっぱいです。イベントの当番はあれこれ大変な面もありますが、楽しい仲間と楽しくやると苦労も忘れます。参加者にも楽しんでいただき、千葉会の団結も深まりました。当番会のチャンスをいただいたことに感謝しつつ、来年の再会を楽しみにしております。

(千葉会広報部長 平松誠司)

総合順位

順位	氏名	所属	GROSS	HDCP	NET
1	竹内 道春	愛知	82	12.0	70.0
2	赤岩 守	群馬	87	16.8	70.2
3	赤間喜見雄	千葉	80	9.6	70.4
4	鈴木 泰介	千葉	85	14.4	70.6
5	西川 義忠	石川	83	12.0	71.0
6	平井 道則	千葉	89	18.0	71.0
7	漆畑雄一郎	静岡	95	24.0	71.0
8	近藤 保憲	新潟	88	16.8	71.2
9	古屋 信和	埼玉	99	27.6	71.4
10	三枝 光男	千葉	92	20.4	71.6

バスグロ	氏名	所属	GROSS
西→東	椎名 勤	千葉	74
東→南	赤間喜見雄	千葉	80
南→西	田中 順路	群馬	78

女子の部

順位	氏名	所属	GROSS	HDCP	NET
1	小笠原香於子	岩手	107	30.0	77.0
2	中村久美子	大分	89	12.0	77.0
3	大塩 和子	静岡	100	22.8	77.2



賞品の山



優勝の竹内会員(右)

伊能忠敬銅像建立10周年の 清掃・御祓い

連日35℃以上の融けるような猛暑日の中、東京深川の富岡八幡宮では10年前に建立した伊能忠敬像の清掃、お祓いが行われました。



伊能忠敬銅像

平成22年7月26日・27日の両日、池田美術株式会社のご尽力により10年間の汚れを落としていただき、綺麗なブロンズ姿が蘇りました。風呂上りのように、とてもスッキリしたように感じました。

翌28日に伊能家の御当主をはじめ池田美術株式会社・伊能忠敬研究会・日本ウオーキング協会・NPO千葉県ウオーキング協会の皆様、そして我が連合会の大星副会長が参加して、お祓いを受けました。来年は伊能忠敬の生家がある千葉県の佐原を出発して、深



連合会 大星副会長

川の富岡八幡宮までを4日間でウオーキングをする予定です。

伊能大家は全国測量に計10回出発しましたが、必ずこの八幡さまに無事を祈願して旅に出たそうです。江戸の中でも特に縁の深い地です。現在、銅像の傍らには三等三角点「富岡八幡宮」が設置されています。下町だけに標高は1.2mです。もちろんICタグ付きです。銅像のすぐ横には水掛け祭りで有名な日本一の御神輿があります。高さ4.4m、重さ4.5t、鳳凰の両目には4カラットのダイヤモンドが埋め込まれています。

江戸幕府も他国からもたらされ



三等三角点

る地図や情報に国の威信をかけ、また、国防上の見地からも自国の地図を作るに至った状況はとりわけ今の地図(公図)に対する要望・期待が高まっている現在と似ているのではないのでしょうか？先人の偉業に今一度、敬服の念を抱きました。そして、地図を作る使命に燃え、旅立ちへの一步を踏み出す伊能忠敬像は御神輿よりも大きく映り、力強いその眼はブロンズとはいえ、鳳凰の眼より輝いています。

土地家屋調査士制度もおかげさまで60周年を迎えましたが、産学官の力を結集して公図大図を完成させたいと思いました。



日本一の神輿

深川富岡八幡宮は東京都江東区富岡にある東京都内最大の八幡神社。建久年間に源頼朝が勧請した富岡八幡宮(横浜市金沢区富岡)の直系分社。日本最大の神輿と水かけ祭りが有名。また、大相撲発祥の地でもある。

所在地は 東京都江東区富岡一丁目20番3号

最寄り駅は 東京メトロ東西線・都営地下鉄大江戸線「門前仲町」駅
境内には横綱記念碑があります。ぜひ一度お立ち寄りください。

広報員 石野貢男



記念撮影



玉串拝礼



銅像のお祓い

同志社大学寄付講座採点会議

日時：平成22年8月6日(金) 14時～17時

場所：大阪土地家屋調査士会館

同志社大学法学部にて開講している寄付講座の採点会議が開催されるということで、取材に伺いました。

*

*

*

全国各地にて寄付講座が開講されておりますが、同志社大学での寄付講座の概要は次のとおりです。

- ◆近畿ブロック協議会にて運営
- ◆受講生は約20名
- ◆講義終了後のレポート(アンケート)提出により、出欠管理
- ◆半期(全15回)の講義
- ◆レポート及び出席点により、所定の点数を取れば単位取得可能
- ◆講義終了後、希望者は土地家屋調査士事務所で実務研修が可能

採点会議ではまず、講師全員による感想や反省点などの発表が行われました。講師担当者は他大学での寄付講座講師経験者や、前年から引き続いて担当している方が多いようでした。他大学での経験や前年の経験から、今年の講義で改善をしてみた点や、学生の反応や感想を受けての今後の反省点などが発表され、最後に講師リーダーである大阪会浅井敬会員より講義全体の講評がありました。



講師リーダー 大阪会 浅井敬会員

次に意見交換ではカリキュラムの時間配分の見直しや、学生からの意見による今後の改善事項、講師同士の連携の必要性、講義資料作成にかかる費用について今後の予算の見直し、講義資料の保管・管理、事務局の負担軽減のための見直し、改善できることや改善すべき項目の見直しなど、活発な意見交換が行われました。

意見交換の後、単位認定のための採点に入りました。まずは出席点及びレポート点の割合をどのようにするか話し合われました。出席点について、寄付講座の開講は学生に「土地家屋調査士」の生の声を聞いてもらいたいとの目的からも、ある一定数の出席を条件とすることとしました。レポートの採点方法については与えられたテーマについて、必要なキーワードの有無による減点方式を採用することとなりました。

同志社大学では受講生が少ないので、講師全員が全てのレポートに目を通し、採点を行いました。受講生が少ないことにより、講義がゼミ形式で進められたためか、講義をよく聴き、理解してくれた学生が多かったようで、どのレポートも非常に素晴らしい内容でした。講師からは「連合会の会報に掲載するなどして、土地家屋調査士会員に読んでもらいたい。」とか、「一緒に意見交換をしてみたい。」というような声があがっていました。

会議の最後に開講から3年目となる今年の講座を終え、毎年同じような内容ではなく、講義内容をさらに発展させていくことの必要性について話し合われました。

寄付講座開講の意義は…

- ◆「土地家屋調査士」という資格や不動産登記制度について、今後社会に出て行く学生に知っても

らい、将来の役に立ててほしいという「社会貢献」という側面

◆「土地家屋調査士」という資格について興味を持ってもらい、土地家屋調査士を目指す学生が増え、受験者減少に歯止めをかけたいという側面

◆大学で講義をすることにより、学識者と土地家屋調査士が不動産登記制度だけでなく、地籍制度についても研究し、法律を作っていこうという側面



採点会議風景

など様々な側面があると思います。様々な側面を持った寄付講座ですが、どの側面もとても大切なことだと思います。

今回採点会議に参加させていただき、いかに学生に楽しく学んでもらうか、そのための講義内容の検討・講義資料の作成にかかる労力は相当なものであり、講師の方々の熱い思いを感じました。

各地で開講されている寄付講座は講義の内容や規模、開講の目的、講義の進め方や講義資料の作成など様々だと思います。今後もさらに拡大し、継続し、発展させていくためにも各地での開講内容等について、運営担当者・担当講師の情報共有や意見交換が必要ではないかと感じました。

今後もこの紙面を借りて発信していきたいと思います。各地での寄付講座ご担当者様にはいろいろとお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

広報員 林 加奈子

広報最前線

鳥 取

鳥取会広報部は部長を入れて、部員は4名です。内2名は他の部も兼務しています。

他会の「広報最前線」を拝読しましたが、大変な力作揃いだと感じました。

紹 介

会員は83名です。役員は会長を入れ11名で、事務局職員は2名の体制を採っています。総務部、業務部、財務部、広報部で構成され、3名の副会長は部長も兼務しています。さらに一人の役員が複数の部を兼務していますので、時期によっては本業そっちのけで会務に当たらねばなりません。10名の役員は若さを武器に会務に対する熱意、責任感を源泉として日々奮闘しています。

平成11年に竣工した会館は司法書士会との共有で、近くには鳥取地方法務局や裁判所、県庁、鳥取市役所等が立ち並ぶオフィス街に位置しています。

会館3階のフロア全てが土地家



土地家屋調査士会 会議室

屋調査士会の所有で、2階が司法書士会、1階は市民が無料で利用できる^{とうゆう}桐友ホールとなっています。

鳥取会は鳥取市を中心に東部支部、倉吉市を中心に中部支部、米子市を中心に西部支部と3支部を構成しています。会館は東部支部に位置しています。

昨年11月22日には待望のADRセンターである「境界問題相談センターとっとり」が誕生しました。

設立までに紆余曲折を経たことは言を俟たないのですが、それでも実現できたわけですから、会長や役員の情熱は「推して知るべし」ということでしょうか。

記念式典には連合会の松岡会長



式典での連合会松岡会長挨拶

始め多くの方々に参加していただき、盛大に開催することができました。

広報活動・無料相談会

鳥取会では毎年1回、6月頃に東中西各支部で無料相談会を実施しています。予算の制約からPRの主な手段は市報・町報で、会員はすべて手弁当での参加です。相談と同時にアンケートも実施しているのですが、相談に来られた方はほぼ全員が満足して帰られているようです。

広報活動・ 「8士業暮らしなんでも相談」

鳥取県では土地家屋調査士、弁護士、社会保険労務士、公証人、司法書士、行政書士、税理士、不動産鑑定士で士業団体連絡協議会が設置されており、毎年夏には8士業の役員による合同勉強会が開催され、秋には無料相談会を実施しています。相談会当日は案件により、複数の士業担当者が相談者と



会館全景



調印式



境界問題相談センターととりりリーフレット



暮らしなんでも相談チラシ

対応することで縦横断的なアドバイスができるため、とても好評です。

広報活動・会報

鳥取会では年3回、会報誌「方位」を発行しています。平成19年には表紙を刷新し、本年8月で128号となりました。発行時期は概ね7月、11月、2月です。毎回ネタ集めに苦労しながら、事務局さんにも負担を掛けつつ、なんとか頑張っています。

広報活動・支部

東部支部では鳥取市にて毎月1回「無料相談会」を実施しており、その内容は「土地境界に関する相談」(土地家屋調査士対応)として、鳥取市市報の無料相談の枠に毎月掲載されています。

無料相談会を実施した経緯は平成18年、鳥取市から無料法律相談を実施したい旨の依頼を受け、東部支部で毎月1回・鳥取市役所本庁舎及び駅南庁舎において完全予約制(定員3名)で実施しており、今年で5年目に入りました。その他にも弁護士・公証人・社会保険労務士・行政書士等の資格者団体が毎月別の日に無料法律相談会を実施しています。

無料相談会の会場は市役所の1階の一室で畳3畳から4畳ほどの

スペースであり、午後1時から東部支部の当番土地家屋調査士2名が対応し、1時間を目途に1件ずつ相談を行っております。予約制ですが、予約がない月はほとんどないくらい盛況で、一日3件予約があると、時間が午後1時から午後4時までなので次の相談者の予約時間もあり、フル回転の時もあります。

相談内容は「土地境界に関する相談」(土地家屋調査士対応)と記載していても、市役所が窓口で予約を受け付けるので、中には境界問題とは関係のない相談もあります。しかし、多くの市民がどこに相談に行ってもよく分からないので、「とりあえず市報を見て来ました。」と言われる方が多いと思います。その場合は他業種の無料相談会へ振り分けをしたりしています。

今後も、市報には毎月自動的に掲載される予定なので、東部支部会員全員が関わり、継続をしていきたいと考えております。

中部の倉吉市では平成12年に実施された「伊能ウオーク」の精神を踏襲し、民間団体であるNPO法人未来による「未来ウオーク」が毎年6月に開催されています。今回で10回の開催を数えていますが、実行委員長が当会の会員であることから、「未来ウオーク」には

当初から中部支部を中心に深く関わっています。

鳥取県のサポートを受け、韓国とも交流を持ちながら開催されていますので、組織の運営・PR活動という側面では大変参考になります。



未来ウオーク

終わりに・今後の広報活動

予算の制約上、今後も広報誌を軸とした活動となります。先行投資的要素が色濃く反映される活動ですので、会員全員の理解がなければ継続することは不可能だと思います。

これからの広報は情報提供に止まることなく、新たな提案・提言等も発信できれば、より一層厚みが増すのではないかと思料します。

鳥取県土地家屋調査士会
副会長兼広報部長 西山浩美
広報部員 恩部 義
朝倉彰則
太田達男

滋賀県土地家屋調査士会事務局

滋賀県(しがけん)は琵琶湖を擁する日本の近畿地方北東部の内陸県。県庁所在地は大津市。「滋賀」の発音は共通語では「し」にアクセントを置く頭高型アクセントであるが、地元では「が」にアクセントを置く尾高型アクセントである。(「滋賀県」とする場合は共通語も地元方言も同じアクセント。)面積は全国で10番目に狭く、内陸県では奈良県、埼玉県に次いで狭い。その狭い面積の半分以上を山地と琵琶湖が占めており、可住地面積は大阪府よりも狭い。県の周囲を山脈・山地が取り囲み、中央部に琵琶湖と近江盆地が広がる。県土の大半が琵琶湖であるかのように思われがちだが、最も面積を占めるのは山林(県総面積の約半分)であり、琵琶湖が占める面積は県総面積の6分の1程度である。

「近江」は「近つ淡海」に由来し、現在も滋賀県が「湖国」と呼ばれるように琵琶湖は県のシンボルである。産業用水、近隣府県約1,400万人の飲用水の源、観光資源としてその存在は大きく、琵琶湖を挟んで県内を4つにわけ、湖南、湖東、湖北、湖西地方と呼ぶ。琵琶湖があるために内陸県で唯一漁港を持ち、その数も20港と、海に面する5府県より多い。水運交易が盛んだった中世や近世には若狭湾と京・大坂をつなぐ中継地として、大津や堅田など内水系の重要港湾が数多く発展した。東海道・東山道(中山道)・北陸道が合流する陸上交通の要衝でもあり、「近江を制する者は天下を制す。」として度々戦乱の舞台となった。交通利便のよさは人材の流出をもたらし、戦前まで滋賀県は流入人口よりも流出人口の方が多かった。

中世から近代にかけては多くの近江出身者が近江商人として全国各地に進出し、「琵琶湖の鮎は外に出て大きくなる。」という諺まで生まれた。太平洋戦争後、高速道路の整備やトラック流通の興隆に伴って交通利便のよさが再認識され、流通拠点や工場が相次いで進出、平成に入ってからJR西日本のアーバンネットワーク拡大に伴って大阪都市圏のベッドタウンとしても注目されるようになり、地方では数少ない人口増加県へと転じた。滋賀県は近畿地方に分類され、文化的・経済的に京都・大阪との結びつきが強いが、中部地方との交流も盛んである。近畿圏整備法で定める「近畿圏」と中部圏開発整備法で定める「中部圏」の両方に含まれ、滋賀県知事は近畿ブロック知事会と中部圏知事会議の両方に出席している。(福井県と三重県も同様。)また、福井県・岐阜県・三重県とともに「日本まんなか共和国」を設立し、知事サミットや文化交流事業などを行っている。県北部は近畿・中京・北陸の交点であり、工場や物流センターの設置計画も進むなど、中部圏の一角としての発展も期待されている。

滋賀会は県庁所在地大津市に司法書士会と共同でかまえています。近くには公嘱協会、現在立替中ですが法務局、県庁、県警があり、琵琶湖を一望できる高台にあります。会員数は約200名と全国的に見て多くはないですが、土地家屋調査士制度だけでなく土地家屋調査士の歴史を熟知したベテラン会員から新進気鋭の若手までバラエティーに富んだ会員で構成されています。事務局は現在2名で運営しており、通常会

務の他、「境界問題解決支援センター滋賀」の運営に携わり、時には体当たりで執務させていただいています。前述したように近畿の主要都市からわずかにしか離れていないにもかかわらず、琵琶湖という大いなる母を持ち、比良山脈に見守られた滋賀は住み心地も働き心地も格別です。

これからの季節は紅葉がとてもキレイです。今年は暑さが厳しかったので鮮やかな色彩が期待できることでしょうか。四季折々それぞれの情景も味わい深いものがある滋賀に次の休暇にお越しみてはいかがでしょうか？

面積：4,017.36 km² 総人口：1,403,000人

県の木：モミジ

県の花：シャクナゲ

県の鳥：カイツブリ(琵琶湖放にてブレイクしたご当地ソング「知ったかぶりカイツブリ」はもうお聞きでしょうか?)

県の歌：「滋賀県民の歌」ほかに、調査士会親睦行事等で唄われるご存知「琵琶湖周航の歌」などがあります。

シンボルマーク：Mother Lake

イメージキャラクター：



キャプフィー



ゆるキャラの火付け役
彦根市マスコットひこにゃん



湖上に打ち上がる
約10,000発の花火は
琵琶湖の夏の風物詩



大津にある土地家屋調査士会。
司法書士会と共同運営しております。

滋賀県土地家屋調査士会連絡先

〒520-0056

滋賀県大津市末広町7番5号

TEL：077-525-0881 FAX：077-522-8443

URL：http://www.shiga-kai.jp/

MAIL：chosasi@shiga-kai.jp

秋田県土地家屋調査士会事務局

秋田県は東北地方の北西部に位置し、全国で6番目の広さとなる11,612.22 km²の面積を持っています。県内には風光明媚な観光地や伝統ある催事、美味なるものなどが数多くありますが、今回はその一部をご紹介します。

「白神山地」…青森県と秋田県北部の八峰町、藤里町にまたがる約13万haに及ぶ森林地帯で、世界最大級といわれる原生的なブナ林のうち、16,971haが世界自然遺産として登録され、多種多様かつ貴重な動植物が多く生息しています。

「田沢湖抱返り県立自然公園」…水深423.4mと日本一深いカルデラ湖の田沢湖や秘湯といわれる乳頭温泉郷をはじめ、豊富な温泉が湧き出ている県立自然公園です。抱返り溪谷は深い青色の溪流と滝が美しく、新緑や紅葉の季節には多くの観光客でにぎわいます。

「全国花火競技大会」…大曲の花火として近年知名度が上がり、全国の花火師さんたちの腕を競う大会だけあって、花火の見事さは多くの人を魅了してやみません。そのせいか、一度見たらやみつきになると“ハマってしまった”常連さんが年々増えてきました。今年は100周年ということもあり、様々な記念イベントも行われ、過去最高の80万人の人出となりました。

秋田には美味しい農産物がたくさんあります。きりたんぼはもちろん、湯沢市三関のさくらんぼ、男鹿の梨といった果物や秋田由利牛、比内地鶏、八幡平ポークといった精肉、そして昨年のB-1グランプリに輝いた横手やきそばなど、まだまだ紹介したいのですが、食いしん坊の方はぜひ秋田へおいでになってご賞味ください。

秋田会は平成22年8月31日現在、会員数152名、7支部で構成されています。近年会員数の減少が続いており、そのため今年度の予算も約3千万円での運営となりました。当会は自前の会館を持たず、市内中心部にある県庁・市役所・法務局などが建ち並ぶ官庁街の一角にあるビルに入居しております。同じ階には秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局も入居しており、連携して事務処理ができるよう協力しています。

事務局職員は従来2名ですが、諸事情により現在は佐藤職員が一人で職務に当たっております。この記事が紹介されるときには従来どおりの体制になっていると思います。本年9月27日(月)に「秋田境界ADR相談室」の設立記念式典・祝賀会を開催し、その後本格的に相談室の事務も兼務することとなりますが、円滑な事務作業を心がけ、がんばってくれることと思います。



秋田県土地家屋調査士会連絡先

〒010-0951

秋田県秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階

TEL : 018-824-0324 FAX : 018-865-6488

URL : <http://www.akita-chousashi.org/>

MAIL : a-chosa@air.ocn.ne.jp



すでに皆さんご存じかと思いますが、平成23年2月14日(月)午前8時30分から、これまで使用してきたオンライン登記申請システムは大きく変更され、信頼性、処理性能の向上及び拡張性といった非機能要件を確保したシステムに生まれ変わります。

現行オンラインシステムとは全く別物である新オンラインシステムに切り替わることから、①新オンラインシステムへの切り替えまでにやっておかなければならないこと、②平成23年2月10日(木)午後5時15分までに現行オンラインシステムにおいて処理が完了しなかった申請の取扱い、当該申請について新オンラインシステムによって補正、取下げ等を行うことができるための方法や手順等などについて確認いたします。

現行のオンラインシステムと新
 オンラインシステムに関する変更
 点はこれまで登記申請手続を含む
 すべての手続(150以上)に対応し
 ていた現行オンラインシステムが
 新オンラインシステムでは登記4
 手続(不動産登記、商業・法人登
 記、動産譲渡登記、債権譲渡登記
 ※1)に絞ったものであり、これに
 よって申請書作成(利用者のパソ
 コン上)と申請書データ送信(Web
 上)と二度手間であった申請が新
 たに提供される申請用総合ソフト
 によって申請書データ作成、デー
 タ送信が利用者のパソコン上で
 すべて可能になります。

また、これまでオンライン申請を導入する際の問題であった環境設定(らくらくの提供でか

なり改善されている)に関してはMicrosoft. Netフレームワークの採用により、JREのインストールが不要となり、基本的には申請用総合ソフトのインストールのみとかなり簡略化されることになりました。さらにこれまで大規模障害発生時におけるシステム対応の整備、申請事件単位で行っていた電子署名の複数一括処理、申請書データ作成時における「登記事項転記」ボタンによる一括入力、申請書データのバックアップ処理などこれまでにない機能が多数組み込まれ、よりユーザービリティが向上されています。

(※1 平成23年度中に供託手続、
成年後見登記、電子公証手続が追
加される予定)

年度 月	平成22年度										平成23年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月								
マイルストーン																							
	登記・供託オンライン申請システム等の利用者説明会 開催 1 実施時期 平成22年11月及び12月 2 実施場所 各法務局所在地及び沖縄県宜野湾市(全9か所) 3 内容 第一部『登記・供託オンライン申請システムについて』 ・ 登記・供託オンライン申請システムの概要と変更点 ・ 「申請用総合ソフト」及び「かんたん証明書請求」の操作方法 ・ 質疑応答 第二部『会社・法人の電子証明書を取得するためのソフトについて』 ・ 質疑応答 ※ 内容については、今後変更となる場合があります。										▲11月8日 体験版申請用総合 ソフトver.β 1.0配布 開始	▲1/17 ・ ホームページ開設 ・ 申請用総合ソフトver.1.0配布開始 ・ 体験版申請用総合ソフトver.1.0配布開始 ・ 申請者情報登録開始 ・ 操作サポートデスク開設											
スケジュール																							
	テスト等										切替準備		運用										
						</																	

38 土地家屋調査士 2010.10月号 No.645

2 新オンラインシステムへの切り替えに関する注意点

以上のように、新オンラインシステムは現行オンラインシステムのバージョンアップではなく、全くの別システムであることを念頭に考えなければいけません。しかし、申請方法等が変更される訳ではありませんので、これまで通りのオンライン申請の手順は変わりません。すでにオンライン申請を行っている方々は特に心配することはありませんが、若干の事前準備等が必要になります。

新オンラインシステムの切り替えについては、①電子公文書の取得、②申請者情報の登録、③申請データの作成(準備)、④登記識別情報の再暗号化・表示、⑤システム切替え前後の申請の取扱い(2月10日と14日)に関して注意が必要です。

特に、2月10日(木)午後5時15分以降に関しては現行オンラインシステムと新オンラインシステムの切り替え時期にあたるため、注意

が必要です。申請データ送信中に午後5時15分を過ぎてしまいますと受付処理がされないため、現行オンラインシステムでの申請は時間に余裕をもって申請してください。

(1)「電子公文書の取得」について (商業・法人登記を除く3手続)

2月14日(月)以降、一定期間は現行オンラインシステムから電子公文書を取得することができます。ただし、現行オンラインシステムで登記が完了していることが前提になります。なお、2月14日(月)以降の処理状況一覧については「手続終了」、「却下」又は「取下」となった時点から14日間は現行オンラインシステムで確認することができます。

登記完了証(不動産登記)

現行オンラインシステムで登記が完了し、登記完了証が未取得の場合は2月14日(月)以降も、3月31日(木)まで(※2)は現行オンラインシステムから取得することができます。

登記識別情報通知(不動産登記)

ア 登記識別情報通知ダウンロード様式を送信している場合

現行オンラインシステムで登記が完了し、登記識別情報通知が未取得の場合は2月14日(月)以降も、3月31日(木)まで(※2)は現行オンラインシステムから取得することができます。

イ 登記識別情報通知ダウンロード様式を送信していない場合

現行オンラインシステムで登記が完了し、登記識別情報通知ダウンロード様式が送信されていない場合には2月14日(月)以降も、3月15日(火)までは現行オンラインシステムへ登記識別情報ダウンロード様式を送信することができます(取得期限はアと同じ)。

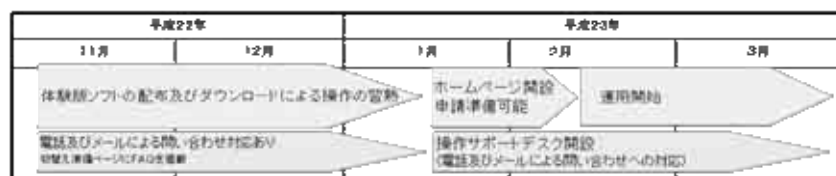
(※2 現在調整中、詳細については法務省HPを参照してください。)

(2)「申請者情報の登録」について

現行オンラインシステム導入時に皆さんは申請者として登録をされましたが、前述のとおり、新オンラインシステムではこれまでのシステムデータを継承することなく、全く別システムであるため、再度「申請者情報の登録」が必要になります。お手数ではありますが、平成23年1月17日(月)午前8時30分から申請者情報の登録(ユーザー登録)をお願いいたします。

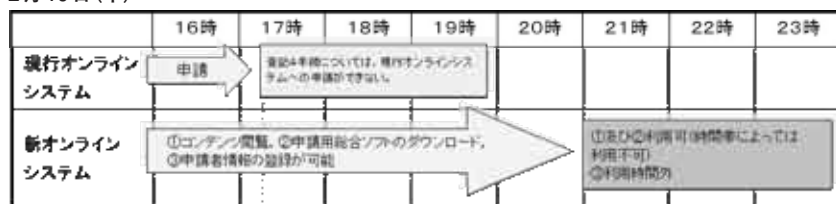
(3)「申請データの作成(準備)」について

現行オンラインシステムと新オンラインシステムでは申請書のデータ構造が全く異なります。そ



切り替えまでのタイムスケジュール
法務省HPより引用

2月10日(木)



法務省HPより引用

のために新オンラインシステムへデータをインポートするための必要な情報が不足することから、現行オンラインシステムで使用していた申請書データを新オンラインシステムに読み込んで使用することができません。

このため、平成23年1月17日(月)より法務省では新オンラインシステムのHPを開設し、申請用総合ソフトの配布を開始します。合わせて同日、操作サポートデスクを開設し、電話、メールでのサポートを開始します。(サポート時間は午前8時30分～午後9時まで)

(4)「登記識別情報の再暗号化・表示」について

新オンラインシステム導入に合わせて、これまでの登記識別情報に関する暗号化方式と電子政府推奨のセキュリティが、より堅牢な暗号方式へ変更されます。この作業(再暗号化、保存・表示)をするための「登記識別情報表示ツール」が平成23年1月17日(月)から提供されます。

(5)「システム切替え前後の申請の取扱い」について

新オンラインシステムへ「オンライン処理申出様式」を送信する

ことにより、オンラインによる補正又は取下げ及び電子公文書を取得することができます。

①平成23年2月10日(木)午後5時15分以降、仕掛中となっているオンライン申請等(以下、1～5まで)は現行オンラインシステムにおいてシステム上の処理を完了します。

②仕掛中の不動産登記及び商業・法人登記申請について、新オンラインシステムへのシステム切替え後にオンライン処理申出様式を送信することにより、補正又は取下げ及び電子公文書の取得をオンラインですることができます。

- 1 登録免許税が未納
- 2 補正中
- 3 実地調査
- 4 事前通知
- 5 その他審査中のもの(2月10日(木)業務終了間際の申請等)

2月10日(木)に関しては無用な混乱を避けるためにもシステム切り替えの時期になりますので、時間的余裕を持った申請をするか、書面申請を行うか、十分検討する必要があります。

平成23年2月10日(木)の処理について

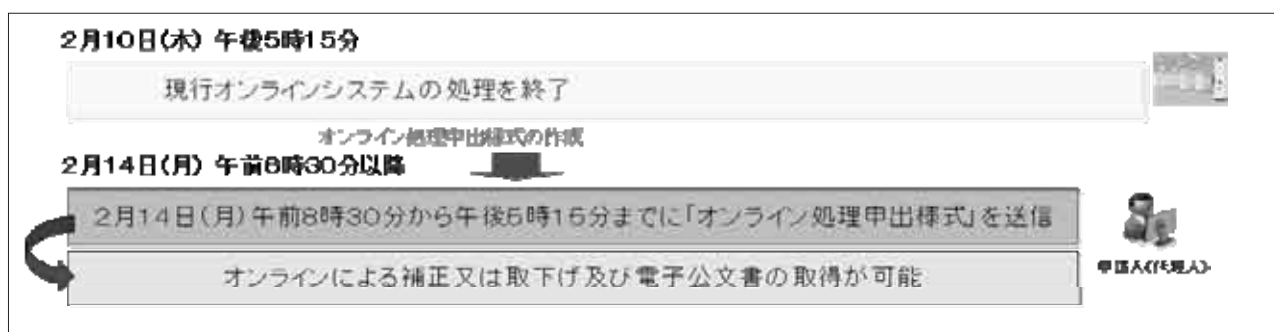
不動産登記及び商業・法人登記の申請

2月10日(木)午後5時15分以降、仕掛中となっているオンライン申請は現行オンラインシステム上、当該申請がオンライン処理申出様式の送信の対象となるため、システム上処理状況が「却下」と表示され、コメントが発行されます。

⇒新オンラインシステムにおいて、オンラインによる手続を継続(補正又は取下げ及び電子公文書の取得)するためには2月14日(月)午前8時30分から同日後5時15分までに「オンライン処理申出様式」の送信が必要になります。

※現行オンラインシステムにおいて、登録免許税が未納付の場合は印紙により納付してください。

※2月14日(月)午後5時15分までに「オンライン処理申出様式」の送信がない場合、オンラインによる補正又は取下げ及び電子公文書の取得に代えて、申請情報を記載した書面又は申請書が登記所の窓口へ提出された申請における処理と同様の処理が行われますので、注意が必要です。



法務省HPより引用

3 新オンラインシステムにおいてオンラインによる手続を進めるために

平成23年2月10日(木)午後5時15分までに現行オンラインシステムで申請した場合、以後の手続き

をオンラインで行う場合には前述の通り「オンライン処理申出様式の送信」が必要になります。せっかくオンラインで申請したものはオンラインで完了させましょう。

申請者情報の再登録、申請用総合ソフトの導入、「仕掛申請」(※2月

10日午後5時15分までの申請)など結構手間が予想されますが、法務省、連合会、各会からの事前の情報をよく確認して、無用な混乱がないように対応をお願いいたします。

[オンライン処理申出様式(不動産登記or商業・法人登記)]	
登記所	〇〇法務局〇〇出張所
受付年月日	平成23年2月8日受付
受付番号	第1234号
申請人(代理人)	住所 氏名

オンライン処理申出様式の入力内容
法務省 HP より引用

会長 レポート

8月16日～9月15日

Report

8月20日

東京大学・清水英範教授打合せ

日調連の学術顧問をお願いしている東京大学大学院の清水英範教授が10月3日(日)に予定しているシンポジウムと同日に設立報告会を予定している「地籍問題研究会」の打合せのため、調査士会館に来館された。日比谷公会堂で開催予定の一連の行事は土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度創設50年を記念する一大イベントであるが、清水先生にはシンポジウムではパネリストをお願いし、地籍問題研究会では発起世話人に就任いただいている。この日は関根副会長、瀬口専務とともに当日の進行の打合せや研究会の規約や運営等について、ご指導いただいた。

21日

山梨会・芹澤利二氏受章祝賀会

今春の叙勲に際し、山梨県土地家屋調査士会の会長ほか役職を永年務められた芹澤利二氏が旭日小綬章受章の栄に浴された。この日は山梨市内のホテルで受章祝賀会が開催され、お招きを頂き出席させていただいた。氏は昭和46年に山梨会理事に就任以来、平成19年に会長職を退かれるまで、途切れることなく山梨会役員として土地家屋調査士制度の充実にご尽力いただいた方で、県下各界から著名な方々のご出席を得て盛大に開催された。

25日

正副会長会議

午後から開催の常任理事会を前に、午前中は正副会長会議を開催し、情報交換と意見調整を行う。

25～26日

第4回常任理事会

第4回となる常任理事会を開催。いつものように私からの指示事項(会長指示)の後、各部からの会務報告を受ける。総会以降2か月が経過したにすぎないが、事業年度から見れば既に5か月を経過していることとなり、いわば中盤を迎えている。

順調に推移している事案もあれば、思い通りには進んでいない項目もある。審議事項では平成15年と18年に相次いで土地家屋調査士法が改正・施行されたが、そろそろ次のステップに踏み出すため、制度対策本部内に土地家屋調査士関連法の改正を見据えた検討PTを組成することとした。また、協議事項・審議事項ともに制度制定60周年記念シンポジウムと地籍問題研究会の設立準備について多くの時間を割いて議論したほか、11月に台湾で開催の国際地籍シンポジウムの発表論文や予定されている諸行事についての協議を行った。また、新公益法人法の施行以来、新法下で少なからぬ数の一般社団法人としての公共嘱託登記土地家屋調査士協会が誕生している。近時受託環境の変化もあって、今一度公共嘱託登記協会の運営実態等について承知した上で、より適切な制度運用ができるよう環境整備の必要があることから、単位会の協力を頂いて既存・新設両協会の実情を調査することとした。

そのほか、顕彰審査会を開催し、褒章・叙勲の受章候補者の推薦について審査した。

26日

法務省・民事第二課との定例打合せ会

連合会の会務や事業の執行等について報告し、当面の不動産登記に係る諸問題等について意見交換をするため、定例で開催している法務省・民事第二課との意見交換会を開催。

8月1日付け異動により就任された小出邦夫民事第二課長、国分貴之局付検事、秦 慎也・地図企画官はじめ職員の皆さんにご出席いただいたが、当方からは常任理事会メンバーが顔をそろえた。連合会からは先の国土調査法等の改正に伴う連合会のその後の取り組みや公共嘱託登記受託協会の実態調査のこと等を報告。また、「国の出先機関原則廃止」の議論における連合会の考え方や対応について説明し、意見交換をさせていただいた。

27日

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会総会

私の地元である社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の第25回通常総会が市内のホテル

で開催され、招待を頂き出席。公嘱協会は設立以来25年を迎えたが、経済環境の悪化の中で、新しい受託方式への対応や新公益法人法により組織改編のための諸作業を余儀なくされているが、大阪協会では今年度は受託量も当初目標を上回ったとの報告があった。永年理事長として尽力された川中貞夫氏に代わって今期から松原正彦氏が理事長に就任され、元気に挨拶・報告されていた。協会の監督官庁である大阪法務局から小宮山秀史民事行政部長、大阪府から川崎英人・用地部長、町工場の皆さんが人工衛星「まいど一号」を打ち上げ脚光を浴びている東大阪市から野田義和市長が来賓としてご出席いただいた。

29～30日

日調連親睦ゴルフ大会

29日午後の便で成田空港に到着後、空港近くのホテルで開催されている日調連親睦ゴルフ大会の懇親パーティーに。当初、今年のゴルフ大会は開催が危ぶまれていたところ、千葉会（椎名勤会長）に名乗りを上げていただき、県下の名門コース・総成カントリー倶楽部で開催いただくことになった。懇親会には地元成田市から小泉一成市長が駆けつけてくださり、ご挨拶いただいたほか、全国各会から会長さんはじめ役員・会員が競技に参加か否かにかかわらずたくさん出席いただき、ひさしぶりに賑やかなひとときを過ごした。

30日は猛暑の中ではあったが、200名近くの参加を得て、名門クラブを借り切ったの大ゴルフ大会となった。優勝は愛知会の竹内道春さん、準優勝は群馬会の赤岩守さんに輝いた。炎天下にもめげずにプレイされた会員の皆さん、エキスカッションに参加された会員とご家族の皆さん、何よりもお世話役として周到な準備と当日の素晴らしい運営をされた千葉会の皆さんに感謝。

9月1日

国交省・国土調査課との意見交換会

去る3月の国土調査関連法の改正にあたっては、その準備段階である国土審議会の小委員会への日調連からの委員派遣を実現していただく等、地籍調査事業への土地家屋調査士の活用等についても

ご理解・ご支援いただいている国土交通省・土地水資源局国土調査課との定例の意見交換会が開催され、志野・竹内の両副会長、瀬口専務、小野・小林両常任理事とともに出席。8月の人事異動で着任された角南国隆国土調査課長、長嶺行信企画官、安藤暁史・山口 陽の両課長補佐にご出席いただき、改正法及び第6次国土調査事業十箇年計画の運用に関する検討状況についてお聞きするとともに都市部及び山村部の地籍調査事業の推進方策やそのための広報活動等について意見交換させていただいた。

2日

第8回正副会長会議

午後から開催予定の理事会を前に正副会長間で提案議題の確認、政府の地域主権戦略会議の検討への対応等について意見調整を図った。

2～3日

第3回理事会

竹本直一議員講演会

阿部・安井・高橋の三監事にも出席いただいて、第3回理事会を開催。

10月3～4日に開催予定の60周年記念事業、全国会長会議の運営、それに先立って開催する全国ブロック会長会同の議題、公嘱協会に関する実情調査に関する件等々多くの議題を審議・協議した。60周年記念事業実行委員会からは来春に予定されている土地家屋調査士を主題にしたテレビドラマの進捗についても報告があった。

夕刻から衆議院議員で、自民党土地家屋調査士議員連盟でもお世話になっている竹本直一先生が主催する国政報告会を兼ねた講演会「衆議院議員竹本直一君を励ます会」が大阪市内のホテルで開催され、招待を頂き出席。この日はテレビ出演も数多いモルガンスタンレーUFJ証券の経済調査部長、ロバート・アラン・フェルドマン氏を招いての講演で、民主党政権と円高基調下の日本経済の行方等について興味深いお話をお聞きすることができた。

6日

日本測量協会関西支部

午後から私もお世話役の一員になっている社団法人日本測量協会関西支部の常任幹事会に出席。支部では上部組織の日本測量協会本部との共催もしくは支部単独で数多くの研修会・セミナーを開講しているほか、シンポジウム等も開催している。この日は当面の事業進捗等について確認するとともに加盟各団体間の意見交換等の時間も設けられた。

7日

東京大学・柴崎教授

藤木常任理事、塚原事務局次長とともに駒場東大駅近くの東京大学空間情報科学研究センターの柴崎亮介教授の研究室に外向。柴崎教授に発起人をお願いしている地籍問題研究会について経過と当面の予定等を説明のため。

8日

渡辺周・総務副大臣

木村保成・静岡会会長、瀬口専務とともに総務省副大臣室に外向。渡辺周副大臣に地域主権戦略会議における国の出先機関の原則廃止の検討についての日調連の考えをお話しさせていただき、不動産登記に関する事務を含む法務局の行っている事務は引き続き国の機関として行うべき事務であるべき、と訴えさせていただいた。副大臣からはこの議論についての政府の現在の取り組み等についてのご説明を含め、多くのご示唆を頂いた。この日の訪問に際しては予めから渡辺副大臣と意見交換の場を持っていたいでいる副大臣の地元・静岡会の木村会長にお骨折りを頂いた。

9日

地図混乱地域に関する打合せ

地籍問題研究会発起世話人会

地図混乱地域解消に取り組む住民団体として、これまでに何度かNHKをはじめテレビや新聞でも取り上げられている滋賀県大津市の住吉台で永年混乱解消作業に取り組んでおられる「住吉台地番整理協議会」の谷川枢義委員長に会館にお越しにた

いた。この地域は現地と登記記録・登記所地図が不一致である上に現地では位置・存在を確認できない土地も存する等、地図混乱の象徴的な地域で、昨春には民主党の地図混乱解消のためのPTに所属する議員の先生方も実地調査されたという土地。この調査には私の他、藤木・山田両常任理事も参加させていただいた。この日の谷川委員長の来館は少しずつでも地図混乱の解消地域を広げていくこと、そのために必要な手続きや課題と克服のための方策等について意見交換することであった。本年7月の集中豪雨で地域内の崖地が崩落したこともあって、安全面からも早急な解決が求められているものの、係争中の土地への対応を含め、なお、課題も多い。解消作業には大津地方法務局、滋賀県土地家屋調査士会(中村秀紀会長)、滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(沢 弘幸理事長)も各面にわたりサポートされている。

午後 法務省に秦 愼也地図企画官、田中 普専門官を訪ね、大津・住吉台地区の地図混乱解消のための今後の取り組み等について意見交換させていただいた。

その後連合会で地籍問題研究会の発起世話人会に出席。研究会の設立は日調連も長い期間取り組みを続けてきたが、10月3日の地籍シンポジウム開催を機に産・官・学・ユーザー・関連団体等が幅広く連携した研究会として設立することとなった。この日は会館に設立に際し、発起人となっている方々(清水英範・鎌野邦樹・鮫島信行・藤井俊二・村田博史・松尾英夫・阪本一郎・川口有一郎の各先生がご出席、鎌田薫・坂本勇・小笠原希悦の各先生は所要のため欠席)にご出席いただいて、規約案や運営に関する事柄等についてご議論いただき、研究会発足のための準備と報告会開催の最終の詰めを行っていただいた。

11日

福井信和氏 黄綬褒章受章祝賀会

連合会財務担当理事、札幌土地家屋調査士会副会長等を歴任された福井信和氏におかれては春の褒

章に際し、黄綬褒章を受章された。この日午後から札幌市内のホテルで上山和夫・札幌会会長ほかの皆さんが発起人となって、受章祝賀会が開催され出席。全国の土地家屋調査士に代わってお祝いの挨拶をさせていただいた。

12日

椎橋浩・連合会元副会長叙勲祝賀会

日調連副会長を2期4年間お勤めいただいたほか、連合会理事・常任理事、神奈川県土地家屋調査士会理事・常任理事・副会長を経て同会会長の要職を長年務められた椎橋浩氏が今春の叙勲に際し、旭日小綬章で受章の栄に浴された。午後から受章祝賀会が海野神奈川会会長他の皆さんのお世話で開催され、お招きを頂き出席。連合会顧問でもあり、元法務省民事局長等として土地家屋調査士制度の充実にもご尽力いただいた清水湛先生はじめ、全国各地から椎橋先生と親交の深い土地家屋調査士会のリーダーの皆さんも多数出席され、盛会裏に執り行われた。

14日

民主党臨時党大会

シンポジウム打合せ会

注目の党代表を選出するための民主党臨時党大会が都内のホテルで開催されお招きを頂き瀬口専務、横山制度対策本部副本部長、待野貞雄全調政連会長、小沢宏同副幹事長とともに傍聴させていただいた。サポーター、地方議員・国会議員が選挙権を持ち、全国民注視の中で繰り上げられた代表選挙であったが、小沢一郎・菅直人の両候補者の最終演説の後、国会議員による投票に入った。結果、菅直人総理が引き続き党代表に選出された。また新しい体制がスタートすることになるが、そろそ

ろ落ち着いた雰囲気での政治をお願いしたいと…。

党大会から帰館後、午後から開催されていた地籍シンポジウムのコーディネーター・パネリスト打合せ会議に出席させていただいた。

打合せ会はコーディネーターをお願いしている山野目章夫先生が中心となって進められたが、パネリストの先生方との素晴らしいハーモニーの下で斬新な切り口で新時代の地籍に関する展望を開いていただけるような討論が展開されることが確実であろうことを予感。

お忙しい中をシンポジウムのためにご尽力いただいている先生方に担当役員を代表して、感謝の意を表させていただいた。

15日

兵庫会主催業務研修会

兵庫県土地家屋調査士会(江本敏彦会長)が主催する今回の業務研修会のテーマは今、旬の話題でもある地籍調査に関する国・自治体の取り組みと土地家屋調査士の役割等を考える、というもので、講師には地元選出衆議院議員の向山好一先生と滋賀県の米田耕一郎副知事ということをお聞きしたので、会務の参考になるのではと、江本会長をお願いして瀬口専務とともに傍聴させていただいた。向山議員は衆議院国土交通委員会理事として、先の国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正法案の国会審議では質問者として法案の成立にご尽力いただいた方であり、米田副知事も(旧)自治省で税を担当されていたほか、国土交通省にもご勤務されていたご経歴をお持ちということで、様々な視点から地籍調査の意義やその成果の利活用等についてお話しいたき、良い勉強をさせていただいた。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年8月 2日付
神奈川 2880 豊田 浩司 埼玉 2472 原 卓矢
千葉 2074 宮内 育雄 千葉 2075 林 明宏
茨城 1403 小澤健一郎 山梨 381 坂本 寛
大阪 3105 張野 俊宏 大阪 3106 松本 憲司
奈良 413 植田 理志 福島 1452 宗方 利勝
札幌 1150 大田 広人 徳島 487 井原 宏

平成22年8月10日付
神奈川 2882 川口 正 群馬 997 竹内 真嗣

平成22年8月20日付
東京 7624 松原 睦敏 東京 7625 櫛引 俊治
東京 7626 島田 均 京都 824 杉山 敬昭
福井 425 矢尾 崇 岡山 1345 大橋 智徳
沖縄 475 與座 義成 岩手 1127 佐々木雅之

登録取消し者は次のとおりです。

平成20年5月15日付 大阪 1297 後藤 文雄
平成22年5月27日付 岐阜 913 原 康
平成22年6月29日付 鹿児島 352 福島 敏夫
平成22年7月 1日付 愛知 1975 鈴木 貢
平成22年7月 3日付 青森 646 工藤 裕一
平成22年7月 6日付 大分 573 鈴木 徹
平成22年7月 8日付 三重 694 西浦 整
平成22年7月 9日付 東京 1324 木村 浩
平成22年7月23日付 釧路 101 佐々木行雄

平成22年8月 2日付
大阪 1678 武村 謙二 石川 489 稗島慶三郎
山口 800 中野 久雄 島根 33 古川 榮

平成22年8月10日付
東京 6886 武藤 忠男 神奈川 1837 宮内 昭宏
神奈川 1940 小島 誠 福岡 594 木下 敏明
鹿児島 545 村中 健藏 宮崎 626 大塚 寛美
秋田 943 高橋 弘康

平成22年8月20日付
東京 5080 高橋 正昭 埼玉 1801 土志田秀夫
埼玉 1894 此村 由美 大阪 1294 寺尾 正和
大阪 1730 藤野 高明 大阪 2581 南 政夫
兵庫 1634 福永 繁 山口 684 山田 勇
福島 1103 森岡 秀俊 高知 651 西村 幸成

ち ょ う さ し 俳 壇

第305回



酒処

水上陽三

熟睡して今年最初の鰯雲
盆栽の枷を解かれし秋の藤
草の花晴雨履別けスニーカー
列島の搦手より来雨台風
カウンターに藤袴活け酒処

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

鷹渡る監的哨の空広し
監的哨は、渥美半島小中山試射場から伊良
湖水道に打出した砲弾の着弾点を確認する
ため、神島に設けた旧陸軍の施設

ささらの音果てて五箇山虫時雨

ささらとは、越中五箇山の民謡「こきりこ
節」で打ちならす短冊型の檜板又は竹を
百八枚紐で括つてたわし状にした古代楽器

すぐそこに噴煙上がる蕎麦の花
蹲踞にいざよふ月の零れけり
白昼夢括りて納屋に秋簾

茨城 島田 操

終戦忌霞ヶ浦の波静か
夕暮れの庭の明るき百日紅
尾根さして季節流るる鰯雲
丹念に磨く眼鏡や秋灯下
救急車に道譲りをり稲車

岐阜 堀越貞有

川岸に打ち上げられて茄子の馬
ことづけを素直に聞ひて鳳仙花
おつかひが上手に出来て鳳仙花
語部のかぼそき声や敗戦忌
五等分悩みに悩み西瓜切る

東京 黒沢利久

船上の賑はひはじむ夏料理
おろかなる沖縄戦ぞ夜蟬鳴く
妻とある四十三年目の盛夏
砲台に海風強し敗戦日
月昇る永遠のゼロ読了す
永遠のゼロとは、百田尚樹著、講談社文庫
の書名

埼玉 井上晃一

俄農夫腰に蚊遣りをくゆらせて
ベランダに三日三晩の梅干さる
緑陰に机並べて講座あり

今月の作品から

清水正明

白昼夢括りて納屋に秋簾

夏九十日の暑さを遮るばかりでなく、そ
れとなく家の内外を目隠ししていた簾もそ
の用のなくなり、納屋にしまわれたのであ
る。非現実的な空想を括り込まれてしまっ
たそこはかとなじ寂しさを覚えたのである。

島田 操

救急車に道譲りをり稲車

稲の刈取期に見掛けられた風景である
が、最近では刈り取った稲はその場で稲架
に掛けられたり、刈り取ると同時に脱穀ま
でしてしまいう現在であるから、刈り取った
稲を自宅へ運ぶ稲車はあまり見掛けなくな
った。現在の救急車との取合わせで過
去と現在の入り交じった懐かしさのある句
である。

堀越貞有

川岸に打上げられて茄子の馬

何の技巧もまた格別珍しい風景でもな
い。盆送りで川に流された茄子の馬が出水
頃のこととて水が引くと同時に川岸に打ち
上げられてしまっていたものである。作
者の流した物ではなかったかもしれない
が、仏のまたがった馬、乗った仏両者に対
する敬虔な気持ちで風景に接した所産で
あった。

黒沢利久

船上の賑はひはじむ夏料理

おそらく隅田川あたりの納涼船を詠んだ
ものである。季語の重複を避けて夏料理
としたところにベテランらしさを感じる。船
内でビールなどが振る舞われ時間の経過と
ともに賑わいの増してくる状況が伺われる。

8月

17～18日

第3回広報部会(全体会議)

＜協議事項＞

- 1 制度広報に関する事項について
- 2 会報の編集及び発行に関する事項について
- 3 情報の収集に関する事項について

19日

第1回研修部電子会議

＜協議事項＞

- 1 研修体系について
- 2 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 3 各地域における歴史的資料の活用について
- 4 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業のCPDポイントについて

20日

登記基準点評価委員会・日調連技術センター
合同会議

＜協議事項＞

- 1 日調連技術センターの議題について
- 2 登記基準点評価委員会の議題について
- 3 国土調査促進特別措置法改正に伴う測量作業規程等について

25日

第7回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

25～26日

第4回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 平成23年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士法改正検討PTの設置について
- 3 第7回国際地籍シンポジウムへの参加について
- 4 国際標準化機構地理情報に関する専門委員会(ISO/TC211)国内委員会への協力依頼の対応について

＜協議事項＞

- 1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する実情調査について
- 2 平成22年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 平成22年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 冊子「知っておきたい境界標の設置と管理」の改訂版発行について
- 5 第4回理事会開催日程の変更について

27日

第6回編集会議

＜協議事項＞

- 1 会報掲載記事について
- 2 ホームページについて

9月

2～3日

第3回理事会

＜審議事項＞

- 1 平成23年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
 - 2 土地家屋調査士法改正検討PTの設置について
 - 3 第7回国際地籍シンポジウムへの参加について
- ＜協議事項＞
- 1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する実情調査について
 - 2 平成22年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
 - 3 平成22年度第1回全国会長会議の運営等について
 - 4 第4回理事会開催日程等の変更について

第3回理事会業務監査

3日

テレビ会議等システム構築PT会議

＜協議事項＞

- 1 テレビ会議システムの導入について
- 2 eラーニングシステムの導入について

7日

第2回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 第6回土地家屋調査士特別研修について

8日

第3回研修部会

＜協議事項＞

- 1 研修体系について
- 2 配属研修について
- 3 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)制度について
- 4 eラーニングについて
- 5 G空間EXPOの対応について
- 6 会員必携について

15～16日

第3回業務部会

＜協議事項＞

- 1 各種委員会開催における協議事項の具体的な方針の検討について
- 2 不動産登記規則第93条不動産調査報告書入力システムについて

LOOK NOW

速報 日本の未来が全部ある。

「G空間EXPO」～“いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る～

「G空間EXPO」(主催：G空間EXPO実行委員会)が平成22年9月19日(日)～21日(火)の3日間、パシフィコ横浜(横浜市西区)において開催されました。

日調連ではこのイベントに参加するに当たり、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の一部と位置づけ、主催のG空間EXPO実行委員会に参加しただけでなく、3日間にわたってブースに出展し、20日(月・祝)と21日(火)にはシンポジウム(講演・パネルディスカッション)を開催しました。

連合会のブース展示は「土地家屋調査士制度及び不動産登記制度」、「市民生活における超高密度参照点管理手法(位置参照点)」、「土地の境界に関する地域の慣習による手法」の3つのテーマについて、神奈川会・兵庫会・滋賀会の協力を得て、PRを行いました。

シンポジウムは20日(月・祝)の講演と21日(火)のパネルディスカッションから構成され、講演者に藻谷浩介氏を招き、「市民生活から見た土地の境界」というテーマでお話いただきました。



ブース展示の様子

講演「市民生活から見た土地の境界」

日 時：9月20日(月・祝) 14：00～16：00

講 師：藻谷浩介氏(日本政策投資銀行 地域振興グループ・地域支援班・参事役)

内 容：土地の境界は位置の特定のための測量精度のみならず、その土地に暮らす人々の営みや地域の慣習等を踏まえ、土地制度の沿革や郷土史を詳しく把握することが必要である。県境の事例を含めた、土地の境界を考える上で必要な視点についての講演

21日(火)のパネルディスカッション「暮らしの安全と登記制度」～高度情報化社会における不動産登記制度のあり方～では「安全で安心な社会インフラとしての次世代地籍制度のあり方」というテーマで行われました。

パネルディスカッション「暮らしの安全と登記制度」

～高度情報化社会における不動産登記制度のあり方～

日 時：9月21日(火) 14：00～16：00

テーマ：安全で安心な社会インフラとしての次世代地籍制度のあり方

登壇者紹介

パネリスト：秦 慎也氏(法務省民事局民事第二課地図企画官)

安藤暁史氏(国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐)

和田陽一氏(東京都 北区まちづくり部まちづくり推進課主査)

碓井照子氏(奈良大学文学部地理学科教授)

海野敦郎氏(神奈川県土地家屋調査士会会長)

コーディネーター：藤木政和氏(日本土地家屋調査士会連合会常任理事)

司 会：瀧下俊明氏(日本土地家屋調査士会連合会理事)

シンポジウムの来場者は延べ200名を超え、特に講演は祝日ということもあって、会場内に立見者が出ていました。

連休中に開催されたため、イベント全日程でG空間EXPO全体の来場者数が延べ3万5千人を超え、盛況の内に終了いたしました。

なお、シンポジウム(講演・パネルディスカッション)についての詳細は、次号以降に掲載を予定しております。

土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業 各土地家屋調査士会イベント予告

山口会

60 周年記念講演会

日 時：10月22日(金)
場 所：ホテル松政(山口県山口市)
演 題：『市民生活から見た土地の境界』
講 師：株式会社 日本政策投資銀行 地域振興グループ
地域支援班 参事役 藻谷 浩介氏

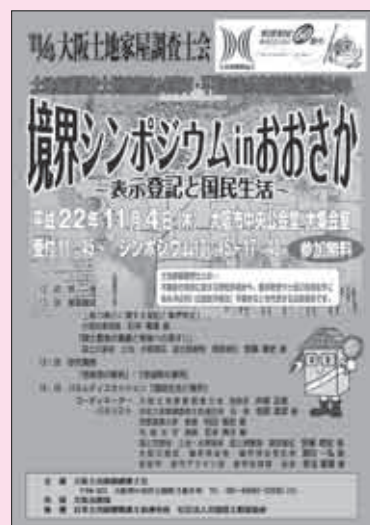


広報キャラクター
「地識くん」

大阪会

境界シンポジウム in おおさか ～表示登記と国民生活～

日 時：11月4日(木) 12:45～17:40
場 所：大阪市中央公会堂 大集会室
内 容：基調講演
「土地の表示に関する登記と筆界特定」
「国土調査の意義と実施への道すじ」
研究発表
「宮崎県の事例」・「宮城県の事例」
パネルディスカッション
「国民生活と境界」



兵庫会

土地家屋調査士制度制定 60 周年記念シンポジウム

日 時：12月4日(土) 13:00～
場 所：西山記念会館(神戸市中央区)
テーマ：「めざせ 地図づくり」～阪神・淡路大震災を乗り越えて～
内 容：笹野高史氏による特別講演
パネルディスカッション、無料相談会、展示会 等

島根会

「雑種地 『われもこう』」

松江支部 木村 茂



『島根』第96号

2008年秋のリーマン・ショック以来景気が低迷し地価が下落傾向にあります。私たち土地家屋調査士業務において土地の調査測量はもちろんですが立会確認作業が最も気をつかう。土地バブルの時代には私の経験不足なせいもあり、立会でお互いの主張する境界位置が数センチ程度の違いでも地権者同士があたかも陣地取りゲームのように言い争いあったように記憶しています。しかし最近では以前と比べて土地についての執着が薄らいだのか、さほど立会において苦勞することが少なくなってきたように感じていますが、私の過去の失敗談(?)をお話ししますので、ちょっと聞いてください。

それは今から15年前のある日、よく仕事を頂く建設会社から土地の売買契約を行いたいので早急に確定測量をしてほしいとの依頼があって、その準備に取りかかりました。そこは市街地で面積はそう広くありませんでしたが市道と河川に接しており官民境界申請を市役所と県土整備事務所にすることになり、そして隣接地権者は5名、その内の一人が少し離れた町にお住まいのA氏でした。依頼者からはどうしても〇月〇日までに完了して欲しいとのことで、ちょっと

厳しいかなと思いつながら官民境界の手続きと隣接地権者に立会をお願いすることになる。まずは、遠くにお住まいのA氏との日程調整したところ仕事の都合で〇月〇日以外は空いておらずこの日しか立ち会えないとのことでそれに合わせて他の関係者にもお願いした。

やがて立会日が近づきなんとか間に合いそうだと安堵していた矢先、実家の兄から電話があり「親父が亡くなったのですぐ来るように」との連絡が。

父の病気については兄からうすうす聞いていたので覚悟はしていたものの突然の知らせに頭が真っ白に。そして、あれやこれやと皆さんご存じの状況。やがて親戚により葬儀の日取りなどの打ち合わせがされる。

なんと、私が一番心配していた事態が的中してしまいました。それは葬儀の日取りと立会の日が重なってしまったことです。当然立会を延期すべきと考え依頼者に連絡したところ「すでに土地取引決済日が決まっており、またA氏との立会の都合上、今延ばすといつになるかわからないので事情は察しますがなんとかならないでしょうか」と。さて、こまった。立会は午前9時から、葬儀は午前11時からの予定。そこで

苦肉の策、「立会は30分位で終わらせ遅くても10時頃には参列するのでよろしく」と喪主の兄を説得する。

当日、私の主導で立会が始まり、官地そして隣接民有地との立会へと進めていく。なんとなくスムーズに立会確認が確定していくように思われました。

そして、A氏と依頼地の所有者との境界の確認のための話し合いが始まる。この地域は公図のみで他の資料などはなく地形等を考慮しながらの立会となる。お互いの境界には擁壁があり、上段がA氏の土地で下段が依頼者所有地。一般的に見てこの擁壁の根付近が境界であろうと思われ容易に合意出来るものと思った。私が隣地所有者A氏に「このあたりが筆界のようにみえますがどうでしょうか」と聞くとA氏は「なにを言うか！境界はそこから1尺も2尺も離れたところだ。その証拠に境界には炭が埋められているはずだから掘ってみろ」と大声をあげる。私は早く立会を終わらせたいため汗だくになりながらスコップで深さ40～50cmほど掘って見たがそんなものはない。(古墳調査でもあるまいし)と思いながらA氏に向かって「炭のようなものは見あたりませんが」と言っていると「もっと深いところに埋められ

ているはずだからから重機をもってきて掘ってみろ」などと言い出す始末。やがて、両地権者どうしの言い争いとなり収拾ができなくなってしまう。普段なら何時間でも費やし、双方の話をじっくり聞きながらまとめることができますが、今日は違う。私にはとにかく時間がない。調査士試験で時間の制約があり、あせった経験をみなさんお持ちかと思いますが、そんなの比較できないほどあせりました。なぜなら、試験は毎年行われる、今年だめでもまた来年が、

しかし、私の父親の葬儀はたった一度、今日しかありません。

やっとの思いで、擁壁の根あたりで双方の確認を得たときはすでに葬儀が始まっている時間。あわてて帰宅し着替えて車に飛び乗り実家に到着したときは11時30分、なんと親不孝な息子だろう。実家は小さな漁村で、当時は今と違い自宅葬。村の方々が大勢集まってくださっていた。そこへ、のこのこと参列した私に向けられた視線はなんと冷ややかなものだったことか。(親の葬式にも出ないバカ息子

が)とでも言いたげな人々の前で、亡き父への悲しみの涙ではなく、やり場のない憤りで涙がとまらなくなりながら手を合わせました。

いつか、あの世界に行ったときには父に会い「あの時は、お送りすることが出来なくてすみませんでした」と、ひとこと謝ろうと思う。

今でも、たまにこの現場近くを通りかかると当時のことを鮮明に思い出し、ふと、すぎもとまさとの われもこう「ただ、あなたに 謝りたくて〜♪」の歌詞が思い浮かんでくる。



土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）主な目次

第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る
鑑定事例1～鑑定事例6

■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- ☐ 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務Ⅴ「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)		部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）		セット
所属会名		
氏名		
送付先	〒	
TEL		

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

編集後記

「秋」

10月を神無月かみなづきといいますが、これは10月に日本中の神様が出雲の国(現在の島根県)に集まり会議を開き、他の地域では神様が留守になってしまうことから、そう呼ばれるそうです。逆に神様の集まる出雲の国では10月のことを神在月かみありづきと呼ぶそうです。

今の時期、改めて“一年”を考えてみると、特に後半になればなるほど、一日の時間がスピードアップして日が過ぎていくような気がします。(私だけでしょうか?)

今年も残りあと2か月になりました。「残り、あと2か月しかない。」と考えるか、「まだ、2か月も残っている」と考えるか、皆さんそれぞれかと思えます。

皆さんはどちらがお好みですか?

いずれにせよ“同じ時間”が流れていくのですから、できることならば、前向きに考えて毎日を過ごしていきたいものです。

つい、この間までは連日35度を超える猛暑日が

続いていましたが、季節が変わり、今は秋です。

せっかくの秋ですから…

目の前には食欲の秋、芸術の秋、スポーツの秋といろいろな「秋」が楽しく並んでいます。

ちょっと仕事の手を休めて外に出てみませんか? 猛暑だった夏が懐かしく感じると思います。

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

11月期
11/25(木)開講!

最短合格を実現する

『短期集中プログラム』による通信教育!

土地家屋調査士 通信教育

DVD
タイプ

ダウンロードタイプ
(MP4ファイル)

新・最短合格講座2011

オリジナル教材《択一攻略ノート》による本格的通信教育誕生!

※一般書店での販売はございません。



レクチャー



阿部周平先生

ADR認定土地家屋調査士
本学院専任講師

実務家として第一線で活躍する傍ら、東京法経学院にて土地家屋調査士講座の講義を担当。

本講座では、初学者が最も効率よく学習できるように作成されたオリジナル教材《択一攻略ノート》を使用して解説を行った講義を収録。2011年の合格を目指した初学者向け講座を通信教育のみで開講。10月開講に向けて受講生を募集中です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』では開講初年度から多くの合格者を輩出できるよう、本学院一丸となりサポートしてまいります!!

STEP 1 基礎力養成編 『択一攻略ノート』による基礎力養成講座

STEP 2 基礎力確認演習 基本事項確認

STEP 3 応用力養成演習 解答力完成『実戦答練』『書式プレミアム』

学費(税込み)

新・最短合格講座2011(総合)

DVDタイプ

ダウンロードタイプ(MP4ファイル)

一括納入

入学金

受講料

合計

5,000円

355,000円

360,000円

5,000円

315,000円

320,000円

11月末日まで

みらなび割引キャンペーン

252,000円

224,000円



東京法経学院

LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼

●詳細・申込方法について、案内書のご請求は下記までご連絡ください。

TEL03(6457)8544

FAX 03(5362)0160

E-mail info@thg.co.jp

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-9 新宿パークビル5F

ホームページ

<http://www.thg.co.jp/>

お申込は
ホームページ
(PC・モバイル)
からも承って
おります。

